

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

	平成 27 年 3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消防広第 89 号
改正	令和 4 年 6 月 24 日	消防広第 211 号

目次

第 1 章	総則
第 2 章	応援等の要請
第 3 章	出動の求め又は指示等
第 4 章	受援体制
第 5 章	部隊移動及び増隊要請
第 6 章	応援等の引揚げの決定
第 7 章	大規模地震発生時における迅速出動基準
第 8 章	防災関係機関との連携
第 9 章	応援等実施計画及び受援計画
第 10 章	応援に要した経費の負担区分
第 11 章	その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。

- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らか

になり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が

必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第 7 条 長官は、法第 44 条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式 3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第 8 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第 9 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式 2-2）、当該報告を受けた都道府県は、

当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
 - （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
 - （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
 - （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
 - （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。
 - （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
 - （2）第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害

の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

- (3) 法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。

- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、

部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。

- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）

後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

- 第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等は 5 強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。
- (1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
 - (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

- 第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
 - 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。
 - 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式 3-2)。

(迅速出動の中止)

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速

やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本

部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (7) 情報連絡体制に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着

陸揚、燃料補給等の航空機の受援に関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第 10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議

により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第 11 章 その他

(都道府県の訓練)

第 44 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 24 日消防広第 211 号)

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

(第5条及び第31条関係)

別表A-1 (震度6弱(政令市等)については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊			航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	都道府県大隊	統合機動部隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊 全隊	別表Dにより対応する 全隊		都道府県大隊	基本計画別表第3により対応する都道府県 全隊	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
I 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
II 最大震度6強(東京都特別区 は6弱)の地震の震央管轄都 道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都府 県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
III-イ 大津波警報が発 せられた都道府 県に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
IV 唯火警報(居住 区域)が発表さ れた都道府県に 対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等)については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊			航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊	
				統合機動部隊	都道府県大隊			
I	震央が海域	別表Bにより対応する指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	別表Cにより対応する全隊	別表Dにより対応する全隊	
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	
II	震央が海域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	
III-ア	震央が海域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	
III-イ	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	
	大津波警報が発せられた都道府県に対する措置	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしていない隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都	新潟県	
茨城県	東京都	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
栃木県	東京都	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
群馬県	東京都	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京都	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
千葉県	東京都	茨城県	埼玉県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	長野県	静岡県	静岡県
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京都	長野県	
富山県	名古屋市の	埼玉県	新潟県	東京都	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市の	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	静岡県	名古屋市の	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京都	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	浜松市	
長野県	東京都	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市の	
岐阜県	名古屋市の	福井県	京都市	富山県	石川県	長野県	静岡県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	群馬県	千葉県	東京都	川崎市	長野県	岐阜県	名古屋市の	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	三重県
三重県	名古屋市の	浜松市	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	福井県	兵庫県	石川県	岐阜県	名古屋市の	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市の	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	福井県	名古屋市の	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	岐阜県	名古屋市の	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京都、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊												
北海道	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	
青森県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	
岩手県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	
秋田県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	
山形県	北海道	札幌市	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市	
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市	
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市	
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市	
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	大阪市	
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡県	
富山県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	浜松市	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市	
石川県	群馬県	東京都	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	
福井県	埼玉県	東京都	横浜市	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市	
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市	
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	
岐阜県	群馬県	埼玉県	東京都	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県	
愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	
三重県	埼玉県	東京都	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	兵庫県	岡山市	徳島県	
滋賀県	埼玉県	東京都	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
京都府	東京都	富山県	石川県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県	
大阪府	東京都	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	高知県	
兵庫県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京都	富山県	石川県	福井県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県	
和歌山県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥取県	岡山県	広島市	香川県	
鳥取県	東京都	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	
鳥根県	東京都	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県	
岡山県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県	
広島県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県	
山口県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
徳島県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	鳥根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県	
香川県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥根県	福岡市	北九州市	佐賀県	
愛媛県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	鳥根県	福岡市	熊本県	宮崎県	
高知県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	鳥根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県	
福岡県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県	
佐賀県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県	
長崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県	
熊本県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県	
大分県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県	
宮崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県	
鹿児島県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県	
沖縄県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京都、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)	
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分		

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時	分
災害発生場所	都道府県	市区町村	
応援等要請日時	〇〇 年 月 日	時	分
災害の状況			
活動を要望する地域			
要望する活動			

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	○○ 年 月 日 時 分頃		
災 害 発 生 場 所	都道 府県	市区 町村	
依 頼 日 時 (出動可能隊数報告、出動準備)	○○ 年 月 日 時 分		
災 害 名			
災 害 の 状 況			
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
	統合機動部隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	(統合機動部隊) 時 分
		(都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	[]	[]	[]	[]		
消火小隊	[]	[]	[]	[]		
救助小隊	[]	[]	[]	[]	水陸両用バギー: 台	
救急小隊	[]	[]	[]	[]		
後方支援小隊	[]	[]	[]	[]		
通信支援小隊	[]	[]	[]	[]		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	[]	[]	[]	[]	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	[]	[]	[]	[]	中型水陸両用車: 台
	[]	[]	[]	[]		
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】						
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台						
合 計	[]	[]	[]	[]		

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 }
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	○○ 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【航空小隊】
	【統合機動部隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03 5253 7527	NTT回線FAX	03 5253 7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 }
受援市町村の長 } 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)	非適用	
アクションプラン又は運用計画	適用 ()	非適用	
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

【受援体制チェックシート】

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 □
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 □
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 □
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 □

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)</small>
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 1 区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-A 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象)【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め		指示
	別表 A - 2	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出動先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動(統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長 } 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊						
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 }
 応援市町村の長 } 殿

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり					
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時※1			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時			救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時 分			
1					人	
2					人	
3					人	
4					人	
5					人	
	計				人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時			救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時 分			
1					人	
2					人	
3					人	
4					人	
5					人	
	計				人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
 その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 }
 応援市町村の長 } 殿

送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部 隊 移 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇	年	月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	
統括指揮支援隊	
指揮支援隊	
航空指揮支援隊	
航空部隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

現 在 の 出 動 先	都道 府 県	市区 町 村
-------------	-----------	-----------



部 隊 移 動 先	都道 府 県	市区 町 村
-----------	-----------	-----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

消防庁長官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め
 又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	統合機動部隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出勤先	都道 府県	市区 町村
--------	----------	----------



部隊移動先	都道 府県	市区 町村
-------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県〇〇市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
 部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

} 殿

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

愛知県緊急消防援助隊

受援計画

令和5年4月



目次

第1章	総則	
第1条	目的	1
第2条	用語の定義	1
第3条	情報連絡	1
第4条	迅速出動及びアクションプランの適用	2
第2章	応援要請	
第5条	市町村長から愛知県知事への応援等の要請のための連絡	4
第6条	愛知県知事から消防庁長官への応援等要請	5
第7条	応援等決定の連絡	5
第8条	愛知県に応援出動する部隊	6
第9条	要請によらない出動	7
第3章	応援部隊の指揮体制及び通信連絡体制	
第10条	緊急消防援助隊及び県内応援部隊の指揮	10
第11条	通信連絡体制	11
第4章	愛知県が行う消防応援活動の調整	
第12条	消防応援活動調整本部の設置	13
第13条	調整本部の本部員等	13
第14条	調整本部の所掌事務	14
第15条	情報の共有	14
第16条	指揮支援部隊等の受入れ	14
第17条	愛知県進出拠点及び到達ルート等の調整	15
第18条	部隊配備の調整	15
第19条	進出拠点に到着した応援都道府県大隊への情報提供	16
第20条	知事の指示による部隊移動	16
第21条	消防庁長官の求め又は指示による部隊移動	17
第22条	愛知県知事による増隊要請	18
第23条	受援市町村の長による増隊要請のための連絡	18
第24条	活動報告等	18
第25条	緊急消防援助隊の引揚げの決定等	18
第26条	愛知県消防応援活動調整本部設置規程	19
第5章	代表消防機関が行う消防応援活動の調整等	
第27条	県内応援部隊の活動の調整	20
第6章	受援市町村における応援部隊の受入れ及び指揮	
第28条	派遣決定に伴う受援消防本部の措置	21
第29条	市町村進出拠点及び活動拠点等の選定及び調整本部等への情報提供	21
第30条	調整本部への本部員の派遣	22
第31条	指揮支援本部等の設置場所の確保	22
第32条	応援都道府県大隊等の到着及び情報提供	22
第33条	緊急消防援助隊指揮支援本部の設置及び所掌事務	22
第34条	都道府県大隊本部の設置及び所掌事務	23
第35条	現地合同調整所の設置	23
第36条	緊急消防援助隊の引揚げ	24
第7章	その他	
第37条	消防本部における事前準備	25
第38条	消防本部の受援計画	25
第39条	航空部隊の受援計画	26
第40条	その他	26

目次

別紙1	緊急消防援助隊に関する用語の定義	28
別紙2-1	連絡先（消防庁、愛知県、代表消防機関、指揮支援部隊）	31
別紙2-2	連絡先（第一次出動、出動準備都道府県）	32
別紙2-3	連絡先（応援航空部隊関係）	34
別紙2-4	連絡先（県内消防機関）	35
別紙2-5	連絡先（県内市町村防災担当及び災害対策本部）	37
別紙2-6	無線のかけ方	39
別紙2-7	無線電話の架電方法	40
別紙2-8	消防本部260MHz帯のデジタル移動無線 無線局番号簿	41
別紙3	緊急消防援助隊等応援要請系統図	42
別紙4-1	愛知県への応援部隊【基本計画及び要請要綱】	43
別紙4-2	愛知県への応援部隊【南海トラフアクションプラン】	44
別紙4-3	緊急消防援助隊登録状況	45
別紙5	指揮系統図	46
別紙6-1	無線運用図	47
別紙6-2	署活動用周波数チャンネル一覧	48
別紙7-1	愛知県進出拠点及び到達ルート	49
別紙7-2	愛知県進出拠点（迅速出動の場合）	50
別紙7-3	愛知県広域進出拠点及び進出拠点（南海トラフ地震の場合）	51
別紙8	宿営場所	52
別紙9	市町村別消火栓スピンドルドライバー	56
別紙10	燃料補給施設	58
様式1-1	緊急消防援助隊緊急連絡 応援等決定連絡	66
様式1-2	緊急消防援助隊緊急連絡 部隊移動連絡	67
様式2	応援部隊活動報告書	68
様式3	調整本部の運営に係るチェックリスト	69
様式4	指揮支援部隊 受入れ管理表	72
様式5	都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）	73
様式6	都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表	74

【参考資料】

●緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱に定める様式

別記様式1-1	緊急消防援助隊の応援等要請	75
別記様式1-2	応援等要請のための連絡事項	76
別記様式3-2	緊急消防援助隊の応援等決定通知	77
別記様式3-3	緊急消防援助隊の消防隊数通知	78
別記様式4-1	緊急消防援助隊の引揚決定通知	79
別記様式6-1	部隊移動に関する意見（照会）	80
別記様式6-2	部隊移動に関する意見（回答）	81
別記様式6-4	緊急消防援助隊の部隊移動通知	82
別記様式6-5	緊急消防援助隊の部隊移動通知	83
別記様式6-6	緊急消防援助隊の部隊移動の指示	84
別記様式6-7	緊急消防援助隊の部隊移動通知	85
別記様式6-8	緊急消防援助隊の部隊移動通知	86

●緊急消防援助隊の運用に関する要綱に定める様式

別記様式2 （航空除く）	緊急消防援助隊活動報告（日報）	87
別記様式2 （航空）	緊急消防援助隊活動報告（日報）	88

愛知県緊急消防援助隊受援計画

平成17年3月31日

最終改正 令和 5年4月13日

- 第1章 総 則
- 第2章 応援要請
- 第3章 応援部隊の指揮体制及び通信連絡体制
- 第4章 愛知県が行う消防応援活動の調整
- 第5章 代表消防機関が行う消防応援活動の調整等
- 第6章 受援市町村における応援部隊の受入れ及び指揮
- 第7章 その他

第 1 章 総 則

(目的)

- 第1条 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、愛知県内の市町村において地震等の大規模災害又は特殊災害が発生し、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、その部隊が効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。
- 2 南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊の応援を受けるために必要な事項については、南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別紙1のとおりとする。
- 別紙1 「緊急消防援助隊に関する用語の定義」

(情報連絡)

- 第3条 緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 関係機関の連絡先

別紙 2-1 「連絡先（消防庁、愛知県、代表消防機関、指揮支援部隊）」

別紙 2-2 「連絡先（第一次出動、出動準備都道府県）」

別紙 2-3 「連絡先（応援航空部隊関係）」

別紙 2-4 「連絡先（県内消防機関）」

別紙 2-5 「連絡先（県内市町村防災担当及び災害対策本部）」

別紙 2-6 「無線のかけ方」

別紙 2-7 「無線電話の架電方法」

別紙 2-8 「消防本部 260MHz 帯のデジタル移動無線 無線局番号簿」

(2) 情報連絡系統

別紙 3 「緊急消防援助隊応援要請系統図」

(3) 連絡方法

原則	有線（携帯）電話、有線ファクシミリ
有線途絶の場合	県防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）

（迅速出動及びアクションプランの適用）【要請要綱第 7 章、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「南海トラフアクションプラン」という。）】

第 4 条 要請要綱第 7 章に基づく迅速出動（以下「迅速出動」という。）は、愛知県が震央である震度 6 弱（名古屋市が 5 強）以上の地震災害の場合に適用される。

2 緊急消防援助隊に係る南海トラフアクションプランは、下表の場合に適用される。

3 愛知県は、消防庁から迅速出動又は南海トラフアクションプランを適用した旨の連絡があった場合には、速やかに一斉 F A X により全消防本部へ連絡する。

表 1

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

プラン名	適用条件	備考
南海トラフアクションプラン	<p>1 発生した地震の震央地名が、表 1 に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合</p> <p>(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の 3 地域のいずれにおいても、震度 6 強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合</p> <p>(2) 発生した地震がマグニチュード 8.0 以上の場合【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合】</p> <p>2 上記 1 の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合</p>	<p>【各地方の都道府県分類】</p> <p>○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</p> <p>○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県</p> <p>○四国・九州地方： 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県</p>

第2章 応援要請

(市町村長から愛知県知事への応援等の要請のための連絡)【要請要綱第4条】

第5条 各消防本部は、大規模災害又は特殊災害が発生したときは、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応が取れるかを判断する。

十分な対応が取れないと判断した場合は、愛知県消防広域応援基本計画に基づく県内消防機関に対する応援要請又はこの計画に基づく緊急消防援助隊の応援要請を検討する。

2 市町村長(当該市町村長から委任を受けた消防本部の長を含む。以下同じ。)は、前項の検討の結果、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、愛知県知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに電話(災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡する。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行う。

〔要請要綱別記様式1-2〕 応援等要請のための連絡事項

3 市町村長は、前項の連絡を行った場合において、特に必要があるときは、その旨及び市町村の災害の状況を消防庁長官に直ちに連絡することができる。

4 市町村長は、愛知県知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を消防庁長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、同項に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができる。

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができる。

5 市町村長は、被災地及びその周辺に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、前3項の連絡と併せて報告するよう努める。

6 代表消防機関である名古屋市消防局は、愛知県消防広域応援基本計画に基づき県内応援派遣本部を設置して、県内応援部隊の選定及び出動の取りまとめを行う。

また、災害規模、被害状況の推移及び県内応援部隊の状況等から、緊急消防

援助隊の派遣が必要と見込まれる場合は、速やかに愛知県と連絡調整を行う。

（愛知県知事から消防庁長官への応援等要請）【要請要綱第3条】

第6条 愛知県は、緊急消防援助隊の応援の要請を受けた市町村の消防本部（以下「受援消防本部」という。）から災害情報を収集するとともに、緊急消防援助隊の応援の必要の有無を確認する。

2 愛知県は、代表消防機関と調整の上、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援要請の必要性を判断する。

3 愛知県知事は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、消防庁長官に応援要請を行う。

なお、次の例示のような災害等が発生し、その規模に照らし緊急を要し、市町村の連絡を待ついとまがないと判断するときは、前条第2項の市町村長の連絡を待たないで応援要請を行う。

（例1）愛知県内において、2000年9月に起こった東海豪雨相当の豪雨災害が同時多発的に発生した場合

（例2）愛知県内において、令和元年東日本台風（令和元年10月台風19号）、平成30年7月豪雨（平成30年7月西日本豪雨）相当の災害が発生した場合

また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討する。

4 前項の要請は、電話により直ちに行うものとし、前条第2項に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告する。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行う。

〔要請要綱別記様式1-1〕緊急消防援助隊の応援等要請

5 前条第5項の規定は、前2項の連絡に準用する。

（応援等決定の連絡）【要請要綱第7条】

第7条 愛知県知事は、消防庁長官から緊急消防援助隊の応援等決定通知を受けた場合は、速やかに被災地市町村長及び代表消防機関の長へその旨連絡する。（一斉FAXにより全消防本部へ送信）

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、愛知県知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、消防庁長官と応援先市町村を調整するものとする。

〔要請要綱別記様式3-2〕緊急消防援助隊の応援等決定通知

〔要請要綱別記様式3-3〕緊急消防援助隊の出動隊数通知

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式1-1〕 緊急消防援助隊緊急連絡

(愛知県に応援出動する部隊)【基本計画第2章第5節1、第4章2】

第8条 愛知県で大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、応援出動する指揮支援部隊、航空部隊及び都道府県大隊は、別紙4-1のとおりとなる。

別紙4-1「愛知県への応援部隊【基本計画及び要請要綱】」

2 南海トラフアクションプランが適用された場合に応援出動する指揮支援部隊、航空部隊及び都道府県大隊は、別紙4-2、4-3のとおりとなる。

別紙4-2「愛知県への応援部隊【南海トラフアクションプラン】」

別紙4-3「緊急消防援助隊登録状況」

（要請によらない出動）【要請要綱第 31 条】

第 9 条 次の各号の場合には、第 6 条の愛知県知事の要請がなくとも、消防庁長官から応援都道府県知事に対して出動の求め又は指示が行われる。

なお、市町村長は、この場合においても、第 5 条に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 南海トラフアクションプランが適用された場合

(2) 迅速出動が適用された場合

※ 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用する。

(3) 災害規模等に照らし、緊急を要し、愛知県知事の要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めた場合

(4) NBC 災害により多数の負傷者が発生し、NBC 災害即応部隊等の出動の必要性を消防庁長官が認めた場合

2 南海トラフアクションプランが適用された場合は、消防庁長官が、次のとおり指揮支援部隊及び同部隊が所属する消防本部の航空小隊の出動を指示する。

・重点受援県（名古屋市消防局）※陸路で出動

・重点受援県以外（①東京消防庁②横浜市消防局③千葉市消防局

④相模原市消防局⑤仙台市消防局⑥札幌市消防局）

※丸文字は、優先順位を示す。

3 要請要綱の別表 A-1 及び別表 A-2 に定める災害が発生し、迅速出動が適用された場合は、同表に定める緊急消防援助隊が愛知県へ出動する。（適用条件を満たした時点で消防庁長官から出動の求め又は指示が行われる。）

4 NBC 災害が発生し、NBC 災害即応部隊等の出動の必要性を消防庁長官が認めた場合は、消防庁長官が定める運用計画に基づき、NBC 災害即応部隊等が愛知県へ出動する。

別表A-1(震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、愛知県での災害に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずる。なお、南海トラフアクションプランを適用する場合は、本表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずる。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊		
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊	
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊			
	名古屋市 京都市	静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	岐阜県、静岡県 三重県、滋賀県		東京都、神奈川県 富山県、石川県 福井県、山梨県 長野県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県		滋賀県、京都市 富山県、山梨県 長野県、岐阜県 静岡県、静岡市 浜松市、三重県	埼玉県、千葉市 東京都、横浜市 川崎市、石川県 福井県、大阪市 兵庫県、神戸市 奈良県、和歌山県	
I 愛知県が最大震度7の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
II 愛知県が最大震度6強の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		/		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
III-ア 愛知県が最大震度6弱(名古屋市が5強又は6弱)の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		/		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2				出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報	出動準備		出動準備		/		出動準備	
IV	噴火警報 (居住区域)	出動準備		/		/		出動準備(統括指揮支援隊輸送及び情報収集隊に限る。)	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄県」を「最大震度県」に読み換える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2(複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出

動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、愛知県での災害に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずる。なお、南海トラフアクションプランを適用する場合は、本表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずる。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊		
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊	
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊			
	名古屋市 京都市	静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	岐阜県、静岡県 三重県、滋賀県		東京都、神奈川県 富山県、石川県 福井県、山梨県 長野県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県		滋賀県、京都市 富山県、山梨県 長野県、岐阜県 静岡県、静岡市 浜松市、三重県	埼玉県、千葉市 東京都、横浜市 川崎市、石川県 福井県、大阪市 兵庫県、神戸市 奈良県、和歌山県	
I 愛知県が最大震度7の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II 愛知県が最大震度6強の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-ア 愛知県が最大震度6弱(名古屋市が5強又は6弱)の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報	出動準備	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄県」を「最大震度県」に読み換える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

第3章 応援部隊の指揮体制及び通信連絡体制

(緊急消防援助隊及び県内応援部隊の指揮)【法第47条】

第10条 緊急消防援助隊及び県内応援部隊は、指揮者の下で行動する。

2 消防の応援活動に係る愛知県内の指揮体制は、原則として別紙5のとおりとする。

別紙5「指揮系統図」

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 県内応援部隊長は、指揮者の指揮の下又は県内応援指揮支援隊長の管理の下で、県内応援部隊の活動の管理を行う。

(通信連絡体制)【運用要綱第 32 条】

第 11 条 愛知県は、愛知県高度情報通信ネットワーク（防災行政無線）等により県内消防機関ほか関係機関との連絡体制を確保する。

2 愛知県は、ヘリコプターテレビ電送システム等により代表消防機関と連携して、情報収集活動を実施する。

3 愛知県内の消防応援に係る消防無線等の通信連絡体制は、下表のとおりとする。なお、統制波の無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。

対象範囲	無線 c h 等	備考
各隊内	各活動波 又は 当該小隊保有 のトランシー バー等	被災地市町村長等は、都道府 県大隊への無線機の貸与又 は無線機を所持する連絡員 の派遣を行う。
管内で活動する都道府県大隊 との交信		
都道府県大隊本部、当該都道府 県大隊に属する中隊及び統合 機動部隊相互間	各都道府県 主運用波	指揮支援本部長は、同一の主 運用波を使用する大隊、部隊 又は都道府県内応援隊が近 接して活動している場合等 においては、指揮支援部隊長 と協議し、指定波以外の主運 用波を指定することができる。
同一中隊に属する小隊相互、同 一統合機動部隊に属する隊相 互、同一エネルギー・産業基盤 災害即応部隊に属する隊相互、 同一 N B C 災害即応部隊に属 する隊相互及び同一土砂・風水 害機動支援部隊に属する隊相 互		
航空指揮支援本部、航空指揮本 部及び航空部隊に属する小隊 相互	統制波 又は 航空波	
消防応援活動調整本部、指揮支 援本部、指揮本部及び都道府県 大隊本部相互間	原則統制波	無線統制は、指揮支援部隊長 又は指揮支援本部長の指示 による。
航空部隊に属する小隊及び愛 知県庁統制局（ヘリコプター伝 送システム）	ヘリテレ周波 数 B (14.82 GHz)	愛知県庁統制局が指定する 場合においては、指定波以外 の周波数を使用する。

別紙6-1「無線運用図」

- 4 都道府県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用周波数のチャンネル一覧は、別紙6-2のとおりとする。

別紙6-2「署活動用周波数チャンネル一覧」

第4章 愛知県が行う消防応援活動の調整

(消防応援活動調整本部の設置) 【要請要綱第14条】

第12条 愛知県は、緊急消防援助隊の出動が決定された場合、直ちに愛知県庁（自治センター6階災害情報センター内）に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

なお、愛知県が震央である最大震度6強以上の地震災害が発生した場合には、直ちに調整本部を設置する。

- 2 被災地が一の市町村の場合であっても、調整本部と同様の組織を設置する。
- 3 調整本部は、「愛知県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 4 愛知県は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先を消防庁及び県内消防本部へ連絡する。
- 5 愛知県は、名古屋市消防局及び受援消防本部へ調整本部の本部員として職員を派遣を要請する。なお、名古屋市消防局指揮支援隊が調整本部に派遣される場合は、指揮支援隊員が本部員を兼ねることとする。

(調整本部の本部員等) 【要請要綱第14条】

第13条 調整本部の本部員の構成は、次のとおりとする。

(1)調整本部長	愛知県知事	【法第44条の2第3項】
(2)副本部長	愛知県防災安全局防災部消防保安課長	【法第44条の2第6項】
	指揮支援部隊長	【法第44条の2第5項第4号】
(3)本部員	愛知県防災安全局防災部消防保安課救急・救助グループ班長	【法第44条の2第5項第1号】
	名古屋市消防局職員	【法第44条の2第5項第2号】
	受援消防本部職員	【法第44条の2第5項第3号】

- 2 部隊移動又は調整本部に係る愛知県知事の権限に属する事務は、副本部長である愛知県防災安全局防災部消防保安課長に委任する。
- 3 調整本部は、原則として、消防庁職員及びその他必要な者に調整本部の会議に出席を求める。その場合には、消防庁に対して、その旨を連絡する。
なお、南海トラフ地震の場合には、原則として消防庁職員が派遣される。

(調整本部の所掌事務) 【要請要綱第 14 条】

第 14 条 調整本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 受援消防本部の消防隊、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動の調整に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (3) 各種情報（被害状況、災害対策等の情報）の集約・整理に関すること。
- (4) 愛知県災害対策本部航空運用 P T 及び保健医療調整本部並びに自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 県内応援派遣本部との各種連絡調整に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

2 調整本部は、様式 3、様式 4、様式 5 及び、様式 6 を活用し、運用するものとする。

(情報の共有) 【要請要綱第 31 条】

第 15 条 調整本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態システム及び SIP4D 利活用システム等を積極的に活用して、消防庁、代表消防機関、応援都道府県大隊等（都道府県大隊等とは、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下「応援都道府県大隊等」という。）へ情報を提供する。

2 調整本部は、受援消防本部に対して、消防庁の緊急消防援助隊動態情報システムに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力するよう要請する。

3 調整本部は、県内応援派遣本部に対して、消防庁の緊急消防援助隊動態情報システム等に県内応援部隊の活動状況等の情報を入力するよう要請する。

4 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(指揮支援部隊等の受入れ) 【要請要綱別表 B、南海トラフアクションプラン】

第 16 条 調整本部は、調整本部で活動する指揮支援部隊の受入れを行う。

なお、派遣される指揮支援部隊は、災害の状況に応じ、次のとおりとなる。

災害の状況	指揮支援部隊長の所属する消防本部
原則	統括指揮支援隊指定順位第 1 位：名古屋市消防局
	統括指揮支援隊指定順位第 2 位：京都市消防局

南海トラフアクションプランの場合	<p>重点受援県：名古屋市消防局</p> <p>重点受援県以外：①東京消防庁②横浜市消防局 ③千葉市消防局④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局⑥札幌市消防局</p> <p>※丸文字は、優先順位を示す。</p>
------------------	--

2 調整本部は、愛知県に配備される指揮支援部隊が県外の部隊の場合、同部隊の搭乗するヘリコプターが、原則として愛知県警察本部屋上ヘリポートに着陸できるように、愛知県警察本部、総務省消防庁及び名古屋市消防航空隊と調整を行う。

また、同ヘリポートへの着陸が不可能な場合は、名古屋飛行場へ着陸するものとし、指揮支援部隊の同飛行場から愛知県庁への移動手段を確保する。

※ 県警屋上ヘリポートの使用航空機の条件等は、「愛知県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」の資料3を参照

3 調整本部は、指揮支援部隊のほか、受援消防本部及び消防庁から派遣される職員を本部員等として受け入れるため、同職員の宿泊場所を確保する。

（愛知県進出拠点及び到達ルート等の調整）【要請要綱第17条、運用要綱第21条】

第17条 調整本部は、災害の状況及び道路状況等を踏まえて、別紙7-1から愛知県進出拠点を選定し、消防庁と調整する。（決定は、消防庁が行う。）

別紙7-1「愛知県進出拠点及び到達ルート」

2 迅速出動及びアクションプランが適用された場合の進出拠点は、別紙7-2、7-3のとおりとなる。

なお、調整本部は、被害状況等により、愛知県進出拠点を変更する必要がある場合には、消防庁と調整し、消防庁が応援部隊へ連絡する。

別紙7-2「愛知県進出拠点（迅速出動の場合）」

別紙7-3「愛知県広域進出拠点及び進出拠点（南海トラフ地震の場合）」

3 調整本部は、進出拠点管轄消防本部職員又は愛知県職員を愛知県進出拠点到に派遣する。

4 調整本部は、受援消防本部と調整の上、市町村進出拠点を決定するとともに、受援消防本部及び県災害対策本部と調整の上、宿営場所を選定し、消防庁と調整する。（決定は、消防庁が行う。）

別紙8「宿営場所」

5 調整本部は、受援消防本部と無線通信等の連絡体制について確認する。

（部隊配備の調整）【要請要綱第6条】

第18条 調整本部は、被災地が複数におよぶ場合には、消防庁及び県内応援派遣本部と、応援都道府県大隊の並びに県内応援部隊に関する部隊配備の調整

を行う。

- 2 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の所属する消防本部の部隊が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の担当する区域に配備するよう調整する。
- 3 第1項の調整を行う場合、調整本部は愛知県及び市町村の災害対策本部等とも調整し、関係機関等による災害救助活動が連携して実施されるよう努める。
- 4 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合には、名古屋市消防局とその任務に係る調整を行うものとする。
- 5 調整本部は、応援都道府県大隊の活動状況に応じて、応援部隊規模の増強縮小について調整を行い、新たな部隊の投入が行われない場合は、第20条に規定する部隊移動の検討を行う。

（進出拠点に到着した応援都道府県大隊等への情報提供）【運用要綱第23条】

第19条 調整本部は、応援都道府県大隊等が進出拠点に到着した時は、同大隊長から速やかに都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等の報告を受けるとともに、応援先市町村の確認を行う。

- 2 調整本部は、進出拠点において、応援都道府県大隊等に対して次の情報提供を行う。
 - (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7) その他活動上必要な事項
- 3 前2項に係る連絡調整については、第17条第3項の規定に基づき愛知県進出拠点へ派遣された職員が行う。

（愛知県知事の指示による部隊移動）【要請要綱第5章】

第20条 愛知県知事は、新たな部隊投入によりがたい次の場合において、愛知県内で既に行動している応援都道府県大隊に対し、他の被災市町村への部隊移動を指示することを検討する。

- (1) 地理的要因により、新たな部隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 愛知県知事が、部隊移動を指示する場合は、都道府県大隊又は部隊単位を原

則とする。

ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行うなど、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

3 愛知県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

(1) 愛知県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を求める。

(2) 調整本部は、前項の意見を求められた場合は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内応援部隊の状況を総合的に勘案して、愛知県知事に部隊移動に関する意見を回答する。

(3) 愛知県知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して応援都道府県大隊等の部隊移動の指示を行う。

〔要請要綱別記様式6-6〕緊急消防援助隊の部隊移動の指示

(4) 愛知県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかにその旨を部隊移動先の市町村長に通知する。

〔要請要綱別記様式6-7〕緊急消防援助隊の部隊移動通知

(5) 愛知県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかにその旨を消防庁長官に通知する。

〔要請要綱別記様式6-8〕緊急消防援助隊の部隊移動通知

(6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておく。

(7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、愛知県災害対策本部に対し、移動先部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請する。

(消防庁長官の求め又は指示による部隊移動)【要請要綱第20条】

第21条 消防庁長官の求め又は指示による部隊移動について、愛知県知事が意見を求められた場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) 愛知県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を求める。

〔要請要綱別記様式6-1〕部隊移動に関する意見(照会)

(2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、愛知県知事を經由して消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。

〔要請要綱別記様式6-2〕部隊移動に関する意見(回答)

(3) 愛知県知事は、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内の消防応援の活動状況を総合的に勘案して、被災地市町村長等の意見を付して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。

〔要請要綱別記様式6-2〕部隊移動に関する意見(回答)

(4) 調整本部は、消防庁長官が部隊移動の求め又は指示を行った場合、消防庁

長官から情報提供を受け、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡する。

〔要請要綱別記様式 6-4〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

(5) 愛知県知事は、消防庁長官から緊急消防援助隊の部隊移動通知を受けた場合は、速やかにその旨を部隊移動先の市町村の長に連絡する。

〔要請要綱別記様式 6-5〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 1-2〕 緊急消防援助隊緊急連絡

(愛知県知事による増隊要請)【要請要綱第 22 条】

第 22 条 愛知県知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合は、消防庁長官に増隊の要請を行う。

〔要請要綱別記様式 1-1〕 緊急消防援助隊の応援等要請

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)【要請要綱第 23 条】

第 23 条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、愛知県知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。

〔要請要綱別記様式 1-2〕 応援等要請のための連絡事項

(活動報告等)【運用要綱第 31 条】

第 24 条 調整本部(指揮支援部隊長)は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長から活動日報により報告を受け、取りまとめの上、消防庁長官へ報告するものとする。

〔運用要綱別記様式 2〕 緊急消防援助隊活動報告(日報)

(緊急消防援助隊の引揚げの決定等)【要請要綱第 24 条、25 条、26 条】

第 25 条 愛知県知事は、被災地市町村長から緊急消防援助隊の活動終了について連絡を受けた場合は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、消防庁長官、被災地市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。

〔要請要綱別記様式 4-1〕 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

2 調整本部は、緊急消防援助隊の引揚げにあたり、指揮支援部隊長から次の事項の報告を受けるものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

- 3 調整本部は、緊急消防援助隊の引揚げ後も県内応援部隊による応援が継続して実施される場合は、県内応援派遣本部に必要な情報提供を行う。
- 4 愛知県知事は、県内における緊急消防援助隊の活動がすべて終了した時点において、調整本部を廃止し、速やかに消防庁長官にその旨を連絡する。
〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式2〕 応援部隊活動報告書

(愛知県消防応援活動調整本部設置規程)

第26条 本章で定めるものの他調整本部の設置及び運営については、別に定める愛知県消防応援活動調整本部設置規程により、定めることとする。

第5章 代表消防機関が行う消防応援活動の調整等

(県内応援部隊の活動の調整)【要請要綱第3条、愛知県消防広域応援基本計画】

第27条 代表消防機関は、発災段階において、愛知県消防広域応援基本計画に基づき県内応援派遣本部を設置して、県内応援部隊の選定及び出動の取りまとめを行うとともに、緊急消防援助隊の応援要請の必要性について速やかに愛知県と連絡調整を行う。

- 2 代表消防機関は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、調整本部に本部員を派遣する。なお、名古屋市消防局指揮支援隊を調整本部に派遣する場合は、指揮支援隊員が本部員を兼ねることとする。
- 3 代表消防機関は、調整本部及び指揮者と連携し、県内応援部隊の活動に関する総括及び管理を行う。

第6章 受援市町村における応援部隊の受入れ及び指揮

(派遣決定に伴う受援消防本部の措置)【運用要綱第11条】

第28条 受援消防本部は、応援都道府県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- (1) 調整本部等への情報提供
- (2) 市町村進出拠点及び宿営場所等の選定
- (3) 調整本部への本部員の派遣
- (4) 指揮支援本部等の設置場所の確保
- (5) 応援都道府県大隊等への情報提供

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに受援消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、原則として、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(市町村進出拠点及び宿営場所等の選定及び調整本部等への情報提供)【要請要綱第17条】

第29条 受援消防本部は、応援要請後、次に係る情報を速やかに調整本部へ提供するとともに、消防庁の緊急消防援助隊動態情報システムに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力する。

- (1) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (2) 市町村進出拠点
- (3) 緊急消防援助隊の到達ルート(愛知県進出拠点から市町村進出拠点まで)

2 受援消防本部は、市町村災害対策本部と調整のうえ、原則として別紙8から応援都道府県大隊の宿営場所を選定し、調整本部に連絡する。(決定は、消防庁長官が行う。)

別紙8「宿営場所」

（調整本部への本部員の派遣）【要請要綱第 14 条】

第 30 条 受援消防本部は、調整本部へ職員を派遣する。ただし、災害状況等により派遣困難な場合はこの限りでない。

（指揮支援本部等の設置場所の確保）【運用要綱第 25 条】

第 31 条 受援消防本部は、緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）の設置場所を指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密に連携を図ることができる場所に確保する。

また、必要に応じて応援都道府県大隊本部の設置場所も確保する。

（応援都道府県大隊等の到着及び情報提供）【要請要綱第 14 条】

第 32 条 受援消防本部は、応援部隊が市町村進出拠点へ到着した時は、速やかに、隊名、人員、車両、資機材の内容について報告を受ける。

2 受援消防本部は、次の情報を応援部隊へ提供する。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 愛知県内の消防応援活動に係る指揮体制
- (4) 活動地域及び任務
- (5) 緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報
- (6) 使用無線系統
- (7) 指揮支援本部、都道府県大隊本部の設置場所
- (8) 地理（関係機関等）の情報・広域地図、住宅地図等
- (9) 水利の情報
 - ・水利・・・住宅地図等に種別、所在地、管口径、水量等を記載
 - ・防火水槽等・・・施錠（鍵の有無）、吸水時の注意事項など水利確保に必要な情報を記載
 - ・消火栓スピンドルドライバーの情報別紙 9 「市町村別消火栓スピンドルドライバー」
- (10) その他活動上必要な事項
 - 別紙 10 「燃料補給施設」

（指揮支援本部の設置及び所掌事務）【運用要綱第 25 条】

第 33 条 被災地には、指揮支援部隊長の指示により、指揮支援本部が設置され、その本部長には、派遣された指揮支援隊長を第 1 順位として指揮支援部隊長から指名される。

2 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

3 指揮支援本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地の消防本部、消防団、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

（都道府県大隊本部の設置及び所掌事務）【運用要綱第 28 条】

第 34 条 応援都道府県大隊長は、必要に応じて都道府県大隊本部を設置し、その本部長には、都道府県大隊長が就く。

2 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

3 都道府県大隊本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- (5) 被災地消防本部、消防団及び県内応援部隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

（現地合同調整所の設置）【運用要綱第 29 条】

第 35 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置する。

2 現地合同調整所の会議には、指揮支援本部長により、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、県内応援部隊長の中から必要とされた者が参画する。

（緊急消防援助隊の引揚げ）【要請要綱第 24 条】

第 36 条 受援市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、愛知県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 2〕 応援部隊活動報告書

第7章 その他

(消防本部における事前準備)

第 37 条 各消防本部は、あらかじめ次の情報について図表、地図等に整理し、緊急消防援助隊の応援要請時に応援部隊に配布できるよう整備しておく。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) 宿営場所
- (3) ヘリコプターの離着陸場
- (4) 水利等の情報
- (5) 燃料補給施設
- (6) 医療機関
- (7) 住民の避難場所

2 各消防本部は、大規模災害発生時に消防活動が円滑に実施できるよう燃料・食料・重機等の確保に関する協定を関係業者と締結するよう努め、応援部隊に迅速に提供できるように体制を整備する。

(消防本部の受援計画)【運用要綱第 39 条】

第 38 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊並びに県内応援部隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点(県内進出拠点、市町村進出拠点)、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、愛知県の受援計画、愛知県地域防災計画及び管轄する市町村の地域防災計画の内容と整合を図る

ものとする。

- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、愛知県知事に報告する。
- 5 前項の報告を受けた知事は、本県に係る第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(航空小隊の受援計画)

第 39 条 航空小隊の受援計画は、「愛知県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」を参照する。

- 2 ヘリコプター（航空小隊）の燃料補給体制については、通常マイナミ空港サービス株式会社が行うが、緊急時にあつては愛知県防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ及び燃料備蓄基地管轄の消防本部が場外補給場所まで搬送する。

(その他)

第 40 条 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊の受援に関して必要な事項は別に定めるものとする。

<参考 制定、改訂の経過>

平成 17 年 3 月 31 日	施 行
平成 21 年 2 月 16 日	全部改正
平成 24 年 10 月 15 日	全部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	全部改正
平成 29 年 5 月 18 日	一部改正
平成 30 年 6 月 12 日	一部改正
令和 2 年 3 月 16 日	一部改正
令和 2 年 10 月 13 日	一部改正
令和 3 年 7 月 30 日	一部改正
令和 4 年 4 月 21 日	一部改正
令和 5 年 4 月 13 日	一部改正

緊急消防援助隊に関する用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法」	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」	
5	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
6	代表消防機関	都道府県ごとに、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行うため消防庁長官が定める消防機関をいう。 愛知県においては、名古屋市消防局	基本計画第2章第2節2
7	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。 愛知県においては、豊田市消防本部	要請要綱第2条(11)
8	ブロック	愛知県内の応援時において、消防機関相互の情報連絡及び応援要請を迅速かつ円滑に行うため、その調整単位として県内消防本部を5つにグループ分けしたもの。 (1 名古屋、2 尾張、3 海部・知多、4 西三河、5 東三河) なお、緊急消防援助隊愛知県大隊の出動時には、情報連絡及び後方支援中隊等の調整を行う。	
9	ブロック幹事消防機関	発災時に派遣消防隊の調整、応援要請及び情報伝達等の中継その他必要な事項を行う消防機関をいう。	
10	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	
11	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
12	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	要請要綱第2条(3)
13	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	消防組織法第47条 要請要綱第2条(4)
14	消防応援活動調整本部	被災地の属する都道府県知事が、消防の応援等のため都道府県及び県内市町村が実施する措置の総合調整や関係機関との連絡を行うために設置するもの。	消防組織法第44条 本計画第12条
15	指揮支援本部	指揮支援部隊長が、部隊配備された都道府県大隊の活動管理や関係機関との連絡調整、消防応援活動調整本部との連絡のために被災地に設置するもの。	運用要綱第25条
16	〇〇都道府県大隊本部	応援都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、応援都道府県大隊長が設置するもの。	運用要綱第28条 本計画第34条
17	現地合同調整所	災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うために指揮者が必要に応じて設置するもの。	運用要綱第29条 本計画第35条

緊急消防援助隊に関する用語の定義

No.	用語	内容	備考
18	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動管理を任務とする者	基本計画第2章第5節1(3)
19	指揮支援隊長	指揮支援部隊長から指定された地区の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動管理を任務とする者	基本計画第2章第5節1(4)
20	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊	基本計画第2章第5節1(1)
21	進出拠点	出動した緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む)をいう。	要請要綱第2条(16)
22	愛知県進出拠点	応援都道府県大隊が、愛知県内の被災地へ進出する際に、最初に進出の目標とする拠点をいう。別紙7-1、7-2、7-3がその候補地。	本計画第17条
23	市町村進出拠点	応援都道府県大隊が、愛知県進出拠点へ到着後、被災市町村へ進出する際に、進出の目標とする拠点をいう。	本計画第29条
24	宿営場所	救助活動等に備えて応援都道府県大隊が宿営する拠点をいう。別紙8がその候補地	本計画第17条、第29条
25	救助活動拠点施設	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条に規定する救助活動のための拠点施設	本計画第19条
26	第一次出動都道府県	基本計画に基づき、愛知県内で大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に、第一次的に県大隊を出動させることとされている県 別紙4-1参照	本計画第8条 基本計画第4章2別表第2
27	出動準備都道府県	基本計画に基づき、愛知県内で大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行うこととされている都府県 別紙4-1参照	本計画第8条 基本計画第4章2別表第3
28	震央管轄都道府県	地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。	要請要綱第2条(18)
29	震央管轄消防本部	地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(19)
30	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。)若しくは都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること。又は、法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

緊急消防援助隊に関する用語の定義

No.	用語	内容	備考
31	活動拠点ヘリベース	被災地(被災地の周辺地域を含む)における航空機を用いた消防活動の拠点をいう。	要請要綱第2条(5)
32	航空指揮本部	活動拠点ヘリベースの指揮本部をいう。	要請要綱第2条(5)
33	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
34	航空指揮支援本部	受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整、航空に係る緊急消防援助隊の安全管理、調整本部に対する報告等を行うため、航空指揮支援隊長を本部長として航空指揮本部と同一の場所に設置する本部をいう。	運用要綱第26条
35	航空指揮支援隊長	ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
36	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
37	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
38	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
39	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
40	県内応援派遣本部	県内応援のため関係機関と連絡調整を行うために設置するもの。代表消防機関に設置。	愛知県消防広域応援基本計画 第1章第6条
41	県内応援部隊	愛知県内広域消防相互応援協定に基づき、県内応援派遣本部が県内消防機関から被災地において行う活動に必要な小隊を編成し、消防活動を行う部隊をいう。	愛知県消防広域応援基本計画 第1章第17条
42	SIP4D利活用システム	SIP4Dは内閣府が主導し、防災科学技術研究所が開発する公的機関の災害対応支援に資することを目的とした情報インフラ。SIP4D利活用システムは、SIP4Dに対して情報の入力・閲覧等の操作ができるものであり、警察・消防・自衛隊等の防災関係機関が取得した情報を電子地図上で機関横断的に共有する。	

連絡先（消防庁、愛知県、代表消防機関、指揮支援部隊）

	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	N T T		消防防災無線	
				電話	F A X	電話	F A X
国	総務省消防庁	災害対策本部	広域応援班	03-5253-7527	03-5253-7537	90-49013	90-49033
		昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	90-49013	90-49033
		夜間	宿日直室	03-5253-7777	03-5253-7553	90-49101	90-49036
						地域衛星通信ネットワーク	
						衛星電話	衛星F A X
						048-500-90-49013	048-500-90-49033
						048-500-90-49101	048-500-90-49036

	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	N T T		地域衛星通信ネットワーク	
				電話	F A X	衛星電話	衛星F A X
県	愛知県 防災安全局防災部	昼間	消防応援活動 調整本部	052-954-6141	052-954-6994	023-600-2539	023-600-4694
		夜間	航空運用チーム				
		昼間	消防保安課 救急・救助グループ 防災航空グループ	052-954-6141	052-954-6994	023-600-2539	023-600-4694
		夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	023-600-5250	023-600-4695
代表 消防 機関	名古屋市消防局	平日昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463		
		休日・夜間	指令課	052-972-3534	052-953-0119		
指揮 支援 部隊	京都市消防局	昼間	警防課	075-212-6727	075-212-6748	026-100-6727	026-100-6748
		休日・夜間	消防指令センター	075-212-6750	075-252-1190	026-100-6700	026-100-5174
	静岡市消防局	昼間	警防課	054-280-0160	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080
		夜間	指令課	054-280-0120	054-280-0128		
	浜松市消防局	昼間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080
		夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198		
	大阪市消防局	昼間	警防課	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5
		夜間	司令課（指令情報センター）	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	

※ 消防防災無線は、愛知県－消防庁間でのみ使用可能（愛知県発信番号 92）

連絡先（第一次出動、出動準備都道府県）

	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	N T T		地域衛星通信ネットワーク		
				電話	F A X	衛星電話	衛星F A X	
第一次出動都道府県	岐阜県	昼間	消防課	058-272-1122	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	
		夜間	災害情報集約センター	058-272-1034				
	静岡県	昼間	消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	
		夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072		
三重県	昼間	消防・保安課		059-224-2108	059-224-2199	024-101-8-2108	024-101-8-2199	
	夜間							
滋賀県	昼間	防災危機管理局		077-528-3431	077-528-6037	025-100-822	025-100-850	
	夜間			077-528-3436	077-523-6390	025-100-898		
第一次出動都道府県 代表消防機関	(岐阜県) 岐阜市消防本部	昼間	指令課	058-262-8151	058-266-8155	021-418-2-2531	021-418-719	
		夜間						
	(静岡県) 静岡市消防局	昼間	警防課	054-280-0160	054-280-0168	TN-022-176-6010	022-176-6080	
		夜間	指令課	054-280-0120	054-280-0128			
(三重県) 四日市市消防本部	昼間	消防救急課		059-356-2004	059-356-2016	024-202-21	024-202-29	
	夜間			059-356-2007				
(滋賀県) 大津市消防局	昼間	通信指令課		077-522-0119	077-522-4657	025-100-3-150-0	025-100-3-150-1	
	夜間							
出動準備都道府県	東京都	昼間	防災管理課	03-5388-2457	03-5388-1270	013-100-70671	013-100-70013	
		夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	
	神奈川県	昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-3429、3430		
		夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	014-400-3400、3401		
	富山県	昼間	消防課	076-444-3188	076-432-0657	016-116-80-11-3364	016-116-80-11-2827	
		夜間	宿直室	076-444-3187		016-116-80-11-3363		
	石川県	昼間	消防保安課		076-225-1481	076-225-1484	017-111-4288	017-111-6743
	夜間							
	福井県	昼間	危機対策・防災課		0776-20-0310	0776-22-7617	018-111-610-2174	018-111-610-2189
		夜間			0776-20-0742		018-111-610-2186	
	山梨県	昼間	消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	
		夜間	消防保安課（宿日直經由）		055-223-1858		019-200-2535	
	長野県	昼間	消防課		026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739
	夜間							
京都府	昼間	消防保安課		075-414-4471	075-414-4477	026-700-8110	026-700-8102	
夜間								
大阪府	昼間	消防保安課	06-6944-6458	06-6944-6654	027-200-200-4874	027-200-200-6654		
	夜間	危機管理室 当直室	06-6944-6021		027-200-200-6021			
兵庫県	昼間	消防保安課	078-362-9821	078-362-9915	028-151-3411	028-151-6380		
	夜間	宿日直	078-362-9900	078-362-9911	028-151-5361			
奈良県	昼間	消防救急課	0742-27-8423	0742-27-0090	029-111-9029	029-111-9374		
	夜間	宿日直室	0742-27-8944	0742-23-9244	029-111-9071	029-111-9210		
和歌山県	昼間	災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	030-300-82262	030-300-499		
	夜間	防災当直室	073-441-3300	073-431-5776	030-300-83300			
出動準備都道府県 代表消防機関	(東京都) 東京消防庁	昼間	警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	9503-013-601-9-501-3542	013-601-9501-6704	
		夜間						
	(神奈川県) 横浜市消防局	昼間	警防部警防課	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-713	014-700-10-710	
		夜間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-740	
	(富山県) 富山市消防局	昼間	警防課	076-493-4872	076-493-4018	016-116-80-91-9242	016-116-80-91-9268	
夜間		通信指令課	076-493-4141	076-493-4011				
(石川県) 金沢市消防局	昼間	警防課	076-280-3094	076-280-0020	017-451-10	017-451-21		
	夜間	情報指令課	076-280-0119	076-280-4999				
(福井県) 福井市消防局	昼間	救急救助課	0776-20-3998	0776-20-6119	018-350-1-1241	018-350-5		
	夜間	管制課	0776-20-3999		018-350-1-1280			

連絡先（第一次出動、出動準備都道府県）

	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	N T T		地域衛星通信ネットワーク	
				電話	F A X	衛星電話	衛星F A X
出動準備都道府県代表消防機関	(山梨県) <small>甲府地区広域行政事務組合消防本部</small>	昼間	警防課	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213
		夜間	指令課	055-222-1190	055-235-2119		
	(長野県) 長野市消防局	昼間	警防課	026-227-8002	026-228-6398	020-202-8-120	020-202-76
		夜間	通信指令課	026-226-0119		020-202-8-168	
	(京都府) 京都市消防局	昼間	警防課	075-212-6727	075-212-6748	026-100-6727	026-100-6748
		夜間	消防指令センター	075-212-6750	075-252-1190	026-100-6700	026-100-5174
	(大阪府) 大阪市消防局	昼間	警防課	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5
		夜間	司令課（指令情報センター）	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	
	(兵庫県) 神戸市消防局	昼間	警防課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62
		夜間	司令課	078-333-0119	078-325-8529		
	(奈良県) <small>奈良県広域消防組合消防本部</small>	昼間	中央方面隊	0744-26-0118	0744-46-9113	029-550-91	029-550-90
		夜間	通信指令課	0744-26-0115	0744-46-9175		
	(和歌山県) 和歌山市消防局	昼間	警防課	073-428-0119	073-422-0200	030-210-502	030-210-599
		夜間	通信指令室	073-422-0119		030-210-500	

※ 上記以外の都道府県への連絡は、「衛星電話番号簿」（（財）自治体衛星通信機構）参照

※ 愛知県－各都道府県 間は、消防防災無線での通信も可能

「消防防災無線等電話番号簿」（消防庁 防災情報室）参照

連絡先（応援航空部隊関係）

	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	N T T		地域衛星通信ネットワーク	
				電話	F A X	衛星電話	衛星F A X
第一次出動航空部隊	情報収集	昼間	防災航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1
		夜間	隊長公用携帯	090-6916-0678			
	京都市消防局	昼間	消防航空隊	075-621-1834	075-621-1683		
		夜間					
	富山県	昼間	防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066	016-116-80-41-3371	016-116-80-41-2827
		夜間					
	山梨県	昼間	消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416 (417)	
		夜間	防災局消防保安課 (県庁宿直経由)	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535
	長野県	昼間	消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-79	020-554-76
		夜間					
	岐阜県	昼間	防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	021-650-701	021-650-719
		夜間	消防航空隊長公用携帯	090-1091-1924			
	静岡県	昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	022-137-9000	022-137-8001
		夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250
	静岡市消防局	昼間	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	022-176-6010	022-176-6080
		夜間	指令課	054-280-0120	054-280-0128		
	浜松市消防局	昼間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080
		夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198		
三重県	昼間	防災対策総務課	059-235-2555	059-235-2557			
	夜間	防災航空隊					
出動準備航空部隊	埼玉県	昼間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95
		夜間					
	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109
		夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669
	東京消防庁	昼間	警防課計画係	03-3212-2258	03-3213-1476	9503-013-601-9-501-3545	013-601-9501-6704
		夜間					
	横浜市消防局	昼間	警防部警防課	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-713	014-700-10-710
		夜間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-740
	川崎市消防局	昼間	警防部警防課	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499
		夜間	警防部指令課	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4
	石川県	昼間	消防保安課	0761-24-8930	0761-24-8931	017-158-10	017-158-21
		夜間	航空消防防災グループ				
	福井県	昼間	防災航空隊	0776-51-6945	0776-51-6947	018-418-1-10	018-418-5
		夜間	隊長携帯に転送				
	大阪市消防局	昼間	警防部航空隊	072-992-4900	072-991-0119	027-400-1-701	
夜間		司令課（指令情報センター）	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5	
兵庫県	昼間	消防防災航空隊	078-303-1192	078-302-8119	028-151-3411	028-151-6384	
	夜間	宿直室	078-362-9900	078-362-9911	028-151-5361	028-151-6380	
神戸市消防局	昼間	航空機動隊	078-303-1192	078-302-8119	028-751-408	028-751-407	
	夜間	司令室	078-333-0119	078-392-8529			
奈良県	昼間	防災航空隊	0742-81-0399	0742-81-5119			
	夜間	宿日直室	0742-27-8944	0742-23-9244	029-111-9071	029-111-9210	
和歌山県	昼間	防災航空センター	0739-45-8211	0739-45-8213	030-364-400		
	夜間				030-364-401	030-364-499	

関係機関名 ◎印…ブロック幹事消防機関 ○印…地区幹事消防機関	時間帯別	連絡窓口	N T T 回線		防災行政無線 (高度情報通信N)		
			電話	F A X	無線電話	無線 F A X	
愛知県 愛知県 防災安全局防災部	平日昼間	消防保安課 救急・救助グループ	052-954-6141	052-954-6913	600-2539	600-4613	
	休日・夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	600-5250	600-4695	
	昼間 夜間	防災航空グループ	同上	同上			
名古屋 ブロック ◎ 名古屋市消防局※	平日昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	861-6300	861-5555	
休日・夜間	指令課	052-972-3534	052-953-0119				
尾張 ブロック ◎ 一宮市消防本部	昼間 夜間	通信指令課 (一宮市・稲沢市 消防指令センター)	0586-72-1191	0586-71-1192	062		
	犬山市消防本部	犬山市消防署	0568-65-0119	0568-62-4407	065		
	江南市消防本部	指令室	0587-55-2258	0587-53-0119	066		
	小牧市消防本部	小牧市消防署	0568-76-0119	0568-73-5614	067		
	稲沢市消防本部	稲沢市消防署	0587-22-0119	0587-22-2130	068		
	岩倉市消防本部	消防署通信担当	0587-37-5333	0587-37-1220	070		
	丹羽広域事務組合 消防本部	消防署通信担当	0587-95-5151	0587-95-5157	093		
	西春日井広域事務 組合消防本部	平日昼間 夜間・休日	消防課 通信指令課	0568-22-4954 0568-22-2511	0568-26-7201 0568-23-7979	087	
	瀬戸市消防本部	通信指令室	0561-85-1119	0561-85-0441	063		
	春日井市消防本部	通信指令課	0568-82-0119	0568-85-1243	064		
	尾張旭市消防本部	尾張旭市消防署	0561-51-0119	0561-52-0119	069		
	尾三消防本部	指令課	0561-38-5119	0561-38-4119	089		
	海部・ 知多 ブロック ◎ 津島市消防本部	警防通信室	0567-23-0119	0567-28-3341	071		
		◎ 愛西市消防本部	警備課	0567-26-1100	0567-26-1347	072	
蟹江町消防本部		通信室	0567-95-5121	0567-96-6369	073		
海部東部消防組合 消防本部		情報通信室	052-442-0119	052-442-3180	088		
海部南部消防組合 消防本部		通信指令室	0567-52-0119	0567-52-3114	092		
常滑市消防本部		情報管理室	0569-35-7100	0569-34-8777	074		
◎ 東海市消防本部		東海市消防署	0562-36-0119	0562-32-3935	075		
大府市消防本部		通信指令室	0562-47-0119	0562-47-2398	076		
知多市消防本部		知多市消防署	0562-56-0119	0562-56-3399	077		
知多中部広域事務 組合消防本部		消防課	0569-21-1492	0569-22-7420	091		
知多南部消防組合 消防本部	通信指令室	0569-64-0119	0569-62-2112	094			
西三河 ブロック ◎ 岡崎市消防本部	共同通信課	0564-21-5151	0564-26-0373	078			
	豊田市消防本部	平日昼間 夜間・休日	警防救急課 指令課	0565-35-9701 0565-35-9724	0565-35-9709 0565-35-9739	081	
	西尾市消防本部	通信指令室	0563-56-2110	0563-57-1717	079		
	◎ 幸田町消防本部	幸田町消防署	0564-63-0119	0564-63-1119	080		
	衣浦東部広域連合 消防局	消防局通信指令課	0566-63-0138	0566-63-5731	095		
東三河 ブロック ◎ 豊橋市消防本部	通信指令課	0532-51-2075	0532-56-0033	083			
	豊川市消防本部	豊川市消防署	0533-89-0119	0533-89-1414	084		
	蒲郡市消防本部	蒲郡市消防署	0533-68-5119	0533-68-5129	085		
	新城市消防本部	情報指令室	0536-22-1119	0536-22-4820	082		
	田原市消防本部	指揮係	0531-23-0119	0531-23-2440	086		

※県内応援派遣本部

関係機関名 ◎印…ブロック幹事消防機関 ○印…地区幹事消防機関		無線呼出名称	メールアドレス
愛知県	愛知県 防災安全局防災部		shobohoan@pref.aichi.lg.jp
			aichi-bosai@pref.aichi.lg.jp
名古屋 ブロック	◎ 名古屋市消防局※	なごやしょうぼう	00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp
尾張 ブロック	◎ 一宮市消防本部	にしおわりしれい	f-tsushin@city.ichinomiya.lg.jp
	犬山市消防本部	いぬやましょうぼう	060306@city.inuyama.lg.jp
	江南市消防本部	こうなんしょうぼう	shobo@city.konan.lg.jp
	小牧市消防本部	こまきしょうぼう	shobosho@city.komaki.lg.jp
	稲沢市消防本部	いなざわしょうぼういち	fs-keibo@city.inazawa.lg.jp
	岩倉市消防本部	いわくらしょうぼう	shobosho@city.iwakura.lg.jp
	丹羽広域事務組合 消防本部	にわしょうぼう	niwa119@ruby.ocn.ne.jp
	西春日井広域事務 組合消防本部	にしかがいしょうぼう	seishunkouiki-119-3@proof.ocn.ne.jp
	瀬戸市消防本部	せとあさひしれい	tsusin@city.seto.lg.jp
	○ 春日井市消防本部	かすがいしょうぼう	tsusin@city.kasugai.lg.jp
	尾張旭市消防本部	おわりあさひしょうぼう	syobosyo@city.owariasahi.lg.jp
	尾三消防本部	びさんしょうぼう	shirei@bisan-fd.togo.aichi.jp
海部・ 知多 ブロック	津島市消防本部	つしましょうぼう	shoubou@city.tsushima.lg.jp
	◎ 愛西市消防本部	あいさいしょうぼう	syobo-honbu@city.aisai.lg.jp
	蟹江町消防本部	かにえしょうぼう	shobohon@town.kanie.lg.jp
	海部東部消防組合 消防本部	あまとうぶしょうぼう	honbu@amatobu-119.jp
	海部南部消防組合 消防本部	あまなんぶしょうぼう	amananbu@ama119.jp
	常滑市消防本部	とこなめしょうぼう	syobosyo@city.tokoname.lg.jp
	○ 東海市消防本部	とうかいしょうぼう	keibou@city.tokai.lg.jp
	大府市消防本部	おおぶしょうぼう	obu-shirei119@city.obu.lg.jp
	知多市消防本部	ちたしょうぼう	shoubou@city.chita.lg.jp
	知多中部広域事務 組合消防本部	ちたちゅうぶしょうぼう	handal19@cac-net.ne.jp
知多南部消防組合 消防本部	ちたなんぶしょうぼう	chitanan@tac-net.ne.jp	
西三 河 ブロック	岡崎市消防本部	おかこうしれい	shirei@city.okazaki.lg.jp
	豊田市消防本部	とよたしょうぼう	keiboukyukyu@city.toyota.aichi.jp
	西尾市消防本部	にしおしょうぼう	fd.soumu@city.nishio.lg.jp
	◎ 幸田町消防本部	こうたしょうぼう	syobo-fd@town.kota.lg.jp
	衣浦東部広域連合 消防局	きぬとうしょうぼう	tsuushin@union.kinutoh.lg.jp
東三 河 ブロック	◎ 豊橋市消防本部	とよはししょうぼう	tsushin@city.toyohashi.lg.jp
	豊川市消防本部	とよかわしょうぼう	shobosho@city.toyokawa.lg.jp
	蒲郡市消防本部	がまごおりしょうぼう	gamatsu@city.gamagori.lg.jp
	新城市消防本部	しんしろしょうぼう	shinshiro-shirei@shinshiro-fd.jp
	田原市消防本部	たはらしょうぼう	tusin@city.tahara.aichi.jp

※県内応援派遣本部

連絡先（県内市町村防災担当及び災害対策本部）

	市町村名	担当部課係名	時間区分	電 話	F A X	災害対策本部設置時の連絡先 (防災行政無線)			
						局番	代表	災害対策本部	F A X
1	名古屋市	防災危機管理局 危機対策室危機対策係	時間内	052-972-3522	052-962-4030	80		6113 6114	6070
			時間外	052-961-3338	052-953-0119				
2	豊橋市	防災危機管理課	時間内	0532-51-3116	0532-56-2122	701	2-9	2-3116	1150
			時間外	0532-51-2075	0532-56-0033				
3	岡崎市	市民安全部 防災課	時間内	0564-23-6533	0564-23-6618	702		6533	1150
			時間外	0564-21-5151	0564-26-0373				
4	一宮市	総合政策部危機管理課	時間内	0586-28-8959	0586-73-9212	703		1400	1150
			時間外	0586-72-1191	0586-71-1192				
5	瀬戸市	市長直轄組織危機管理課	時間内	0561-88-2600	0561-21-6607	704	2-66	2-532	1150
			時間外	0561-82-7111					
6	半田市	総務部防災安全課	時間内	0569-84-0626	0569-84-0640	705	516	287	1150
			時間外	0569-21-3111					
7	春日井市	総務部市民安全課防災担当	時間内	0568-85-6072	0568-83-9988	706	2-9	1101	1150
			時間外	0568-81-5111					
8	豊川市	危機管理課	時間内	0533-89-2194	0533-89-2655	707	2-78	2-1257	1150
			時間外	0533-89-0119	0533-89-1414				
9	津島市	市長公室危機管理課	時間内	0567-24-1111	0567-24-1791	708		2322	1150
			時間外						
10	碧南市	市民協働部防災課	時間内	0566-41-3311	0566-41-5412	709	2-9	2-230	1150
			時間外						
11	刈谷市	生活安全部危機管理課 防災係	時間内	0566-62-1190	0566-27-9652	710	2-9	2-2291	1150
			時間外						
12	豊田市	地域振興部防災対策課	時間内	0565-34-6750	0565-34-6048	711	2-9	2-32072	2-39554
			時間外						
13	安城市	市民生活部危機管理課	時間内	0566-71-2220	0566-71-2295	712	2-9	2-2290 2-2295	1150
			時間外						
14	西尾市	危機管理局危機管理課	時間内	0563-65-2138	0563-53-7512	713	2-9	2-2501	1150
			時間外	0563-56-2111					
15	蒲郡市	危機管理課	時間内	0533-66-1208	0533-66-1190	714	2-91	2-1561	1150
			時間外	0533-66-1111					
16	犬山市	市民部防災交通課	時間内	0568-44-0346	0568-44-0367	715		2-1391 2-1393	11
			時間外	0568-65-0119	0568-62-4407				
17	常滑市	総務部防災危機管理課	時間内	0569-35-5111	0569-35-4329	716	2-397	2-392	1150
			時間外	0569-35-7100	0569-34-8777				
18	江南市	都市整備部防災安全課	時間内	0587-54-1111	0587-54-1411	717	2-9	2-151	1150
			時間外						
19	小牧市	市民生活部 防災危機管理課	時間内	0568-76-1171	0568-41-3799	719	2-684	2-228	1150
			時間外	0568-76-0119	0568-73-5614				
20	稲沢市	危機管理課 危機管理グループ	時間内	0587-32-1275	0587-23-1489	720	2-9	2-360	1150
			時間外	0587-32-1111					
21	新城市	総務部防災対策課	時間内	0536-23-7660	0536-23-8920	721	2-250	2-221	1150
			時間外	0536-23-1111	0536-23-2807				
22	東海市	総務部防災危機管理課	時間内	052-603-2211	052-603-4000	722		2-1500	1150
			時間外						
23	大府市	市民協働部危機管理課	時間内	0562-47-2111	0562-47-7320	723	2-9	2-591	1150
			時間外						
24	知多市	総務部防災危機管理課 防災危機管理チーム	時間内	0562-36-2638	0562-32-1010	724		295	1150
			時間外	0562-33-3151					
25	知立市	危機管理局安心安全課 防災係	時間内	0566-95-0160	0566-83-1141	725	2-9	2-381	1150
			時間外	0566-83-1111					
26	尾張旭市	総務部危機管理課 災害対策係	時間内	0561-53-2111	0561-52-0831	726	2-9	2-248	1150
			時間外						

	市町村名	担当部課係名	時間区分	電 話	F A X	災害対策本部設置時の連絡先 (防災行政無線)			
						局番	代表	災害対策本部	F A X
27	高浜市	都市政策部 防災防犯グループ	時間内 時間外	0566-52-1111	0566-52-1110	727	2-9	2-228	1150
28	岩倉市	協働安全課 防災安全グループ	時間内 時間外	0587-66-1111	0587-66-6100	728	2-800	2-554	1150
29	豊明市	市民生活部 防災防犯対策室	時間内 時間外	0562-92-8305 0562-92-1111	0562-92-1141	729	2-5500	2-4602	1150
30	日進市	生活安全部防災交通課	時間内 時間外	0561-73-3279 0561-73-7111	0561-74-0258	730	2-9	2-205	1150
31	田原市	防災局防災対策課	時間内 時間外	0531-23-3548 0531-22-1111	0531-23-0180	785	2-9	2-1363	1150
32	愛西市	企画政策部危機管理課	時間内 時間外	0567-55-7130 0567-26-8111	0567-26-1011	753	2	313 751	1150
33	清須市	総務部防災行政課 防災防犯係	時間内 時間外	052-400-2911	052-400-2963	739	2	3110	1150
34	北名古屋市	防災環境部防災交通課	時間内 時間外	0568-22-1111	0568-26-4100	736	2-9200	2-2210、 2213	1150
35	弥富市	総務部防災課 消防グループ	時間内 時間外	0567-65-1111 0567-65-1110	0567-67-4011	750	1400	1401	1150
36	みよし市	総務部防災安全課	時間内 時間外	0561-32-8046 0561-32-2111	0561-32-2165	767	2-9	2-104	1150
37	あま市	総務部安全安心課	時間内 時間外	052-444-0862	052-441-8330	746	2223	2223	1150
38	長久手市	くらし文化部 安心安全課	時間内 時間外	0561-56-0611 0561-63-1111	0561-63-6585	732	2-9	2-374	1150
39	東郷町	総務部安全安心課	時間内 時間外	0561-56-0719 0561-38-3111	0561-38-0001	731	2-9	2-2332	1150
40	豊山町	総務部防災安全課	時間内 時間外	0568-28-0355 0568-28-0001	0568-29-1177	734	/	2-384	1150
41	大口町	地域協働部町民安全課 消防防災グループ	時間内 時間外	0587-95-1966 0587-95-1111	0587-95-5721	740	2-9	2-113	1150
42	扶桑町	総務部災害対策室	時間内 時間外	0587-93-1111	0587-93-2034	741	2-56	2-211	1150
43	大治町	総務部総務課 消防防災係	時間内 時間外	052-444-2711	052-443-4468	748	2-151	2-151	1150
44	蟹江町	総務部安心安全課	時間内 時間外	0567-95-1111	0567-95-9188	749	/	2-1400	1150
45	飛島村	総務部総務課	時間内 時間外	0567-52-1231	0567-52-2320	751	2-128	2-205	1150
46	阿久比町	総務部防災交通課 防災係	時間内 時間外	0569-48-1111	0569-48-0229	757	2-1209	2-1210	1150
47	東浦町	総務部防災交通課 防災係	時間内 時間外	0562-83-3111	0562-83-9756	758	2-9	2-190 191	1150
48	南知多町	総務部防災危機管理室	時間内 時間外	0569-65-0711	0569-65-0694	759	2-9	2-215	1150
49	美浜町	総務部防災課 防災安全係	時間内 時間外	0569-82-1111	0569-82-4153	760	2-9	2-207	1150
50	武豊町	総務部防災交通課	時間内 時間外	0569-72-1111	0569-73-0001	761	2-9	2-285	1150
51	幸田町	総務部防災安全課 安全対策グループ	時間内 時間外	0564-62-1111	0564-63-5139	765	2-66	2-370~ 373	1150
52	設楽町	総務課	時間内 時間外	0536-62-0511	0536-62-1675	773	/	2-34	1150
53	東栄町	総務課行政係	時間内 時間外	0536-76-0501	0536-76-1725	774	/	2-11	1150
54	豊根村	総務課行政係	時間内 時間外	0536-85-1311	0536-85-1164	775		2-32	1150

無線のかけ方

1 各消防本部が防災行政無線(高度情報通信N)を使用する場合

※ 名古屋市消防局以外は、高度情報N専用機を使用する。

【電話】

[発信番号]-[局番号]-[(無線専用機又は内線)番号]

※ 高度情報N専用機からの発信番号は、全消防本部とも「8」

※ 名古屋市消防局が専用機以外から発信する場合は、「865」

【FAX】

[無線FAX番号]

※ 専用機から送信する場合、発信番号は、不要。

2 市町村が地域衛星回線(LASCOM)を使用する場合

[発信番号]-[県番号(3桁)]-[局番号(3桁)]-[内線番号]

※ 発信番号(衛星回線選択番号)は、市町村により異なる。

※ 愛知県内にかける場合、県番号は不要。

3 愛知県が無線回線を使用する場合

(1) 防災行政無線(高度情報通信N)を使用する場合

県内の全市町村庁舎、全消防本部と通信が可能。

【電話】

[発信番号8]-[局番号]-[(無線専用機又は内線)番号]

(2) 地域衛星回線(LASCOM)を使用する場合

全国の自治体との通信が可能。ただし、使用できる消防本部は一部のみ。

[発信番号9]-[県番号(3桁)]-[局番号(3桁)]-[内線番号]

※ 愛知県内にかける場合は、県番号は不要。

※ 消防庁にかける場合の県番号・局番号・内線番号

[048]-[500]-[7桁内線番号]

※ 「衛星電話番号簿」参照

「高度情報通信ネットワークメニュー」の「電話番号簿」に掲載されている。

<http://cv005001.bousai.pref.aichi.jp/mainmenu/servlet/mainmenu>

(3) 消防防災無線を使用する場合

都道府県間及び愛知県と消防庁との通信が可能。

[発信番号92]-[県番号(2桁)]-[内線番号]

※ 消防庁にかける場合の県番号・局番号・内線番号

[90]-[4桁内線番号]

※ 「消防防災無線等電話番号簿」(消防庁 防災情報室)参照

無線電話の架電方法

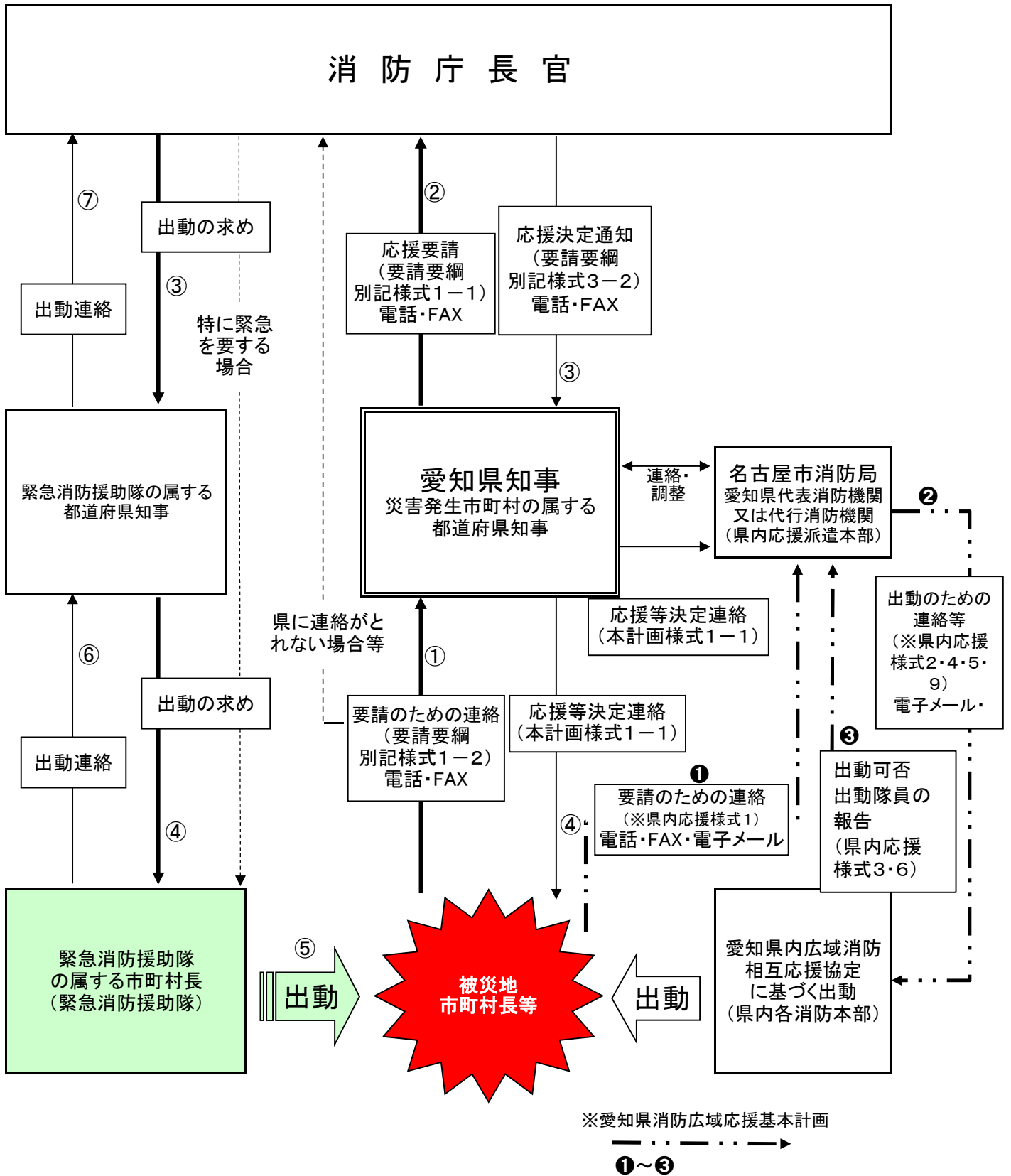
別紙 2 - 7

相手局 発信局			多重局		単一局	
			県機関	市町村	保健所	消防本部
					260MHz 無線機	260MHz 可搬局
多重局	(県庁・県民事務所・建設事務所等) 県機関	内線	無線発信特番— ○○○—×××××	無線発信特番— ○○○—×××××	無線発信特番—* (または0)—△△△	無線発信特番—* (または0)—△△△
		無線専用	8— ○○○—×××××	8— ○○○—×××××	8—*—△△△	8—*—△△△
	市町村	内線	無線発信特番— ○○○—×××××	無線発信特番— ○○○—×××××	無線発信特番— 600—8—*(または 8—0)—△△△	無線発信特番— 600—8—*(または 8—0)—△△△
単一局	保健所	260MHz 無線機	*—8—○○○— ×××××	*—8—○○○— ×××××	△△△	△△△
	消防本部	260MHz 可搬局	*—8—○○○— ×××××	*—8—○○○— ×××××	△△△	△△△

消防本部260MHz帯のデジタル移動無線 無線局番号簿
R5. 1. 31 現在

設置場所又は常置場所	呼出番号	識別番号
		新
名古屋市消防局		
豊橋市消防本部	083	ぼうさいとよはししょうぼう
岡崎市消防本部	078	ぼうさいおかざきしょうぼう
一宮市消防本部	062	ぼうさいいちのみやしょうぼう
瀬戸市消防本部	063	ぼうさいせとしょうぼう
春日井市消防本部	064	ぼうさいかすがいしょうぼう
豊川市消防本部	084	ぼうさいとよかわしょうぼう
津島市消防本部	071	ぼうさいつしましょうぼう
豊田市消防本部	081	ぼうさいとよたしょうぼう
西尾市消防本部	079	ぼうさいにしおしょうぼう
蒲郡市消防本部	085	ぼうさいがまごおりしょうぼう
犬山市消防本部	065	ぼうさいいぬやましょうぼう
常滑市消防本部	074	ぼうさいとこなめしょうぼう
江南市消防本部	066	ぼうさいこうなんしょうぼう
小牧市消防本部	067	ぼうさいこまきしょうぼう
稲沢市消防本部	068	ぼうさいいなざわしょうぼう
新城市消防本部	082	ぼうさいしんしろしょうぼう
東海市消防本部	075	ぼうさいとうかいしょうぼう
大府市消防本部	076	ぼうさいおおぶしょうぼう
知多市消防本部	077	ぼうさいちたしょうぼう
尾張旭市消防本部	069	ぼうさいおわりあさひしょうぼう
岩倉市消防本部	070	ぼうさいいわくらしょうぼう
田原市消防本部	086	ぼうさいたはらしょうぼう
愛西市消防本部	072	ぼうさいあいさいしょうぼう
蟹江町消防本部	073	ぼうさいかにえしょうぼう
幸田町消防本部	080	ぼうさいこうたしょうぼう
知多中部広域事務組合消防本部	091	ぼうさいちたちゅうぶしょうぼう
海部東部消防組合消防本部	088	ぼうさいあまとうぶしょうぼう
尾三消防本部	089	ぼうさいびさんしょうぼう
海部南部消防組合消防本部	092	ぼうさいあまなんぶしょうぼう
丹羽広域事務組合消防本部	093	ぼうさいにわしょうぼう
知多南部消防組合消防本部	094	ぼうさいちたなんぶしょうぼう
西春日井郡広域事務組合東消防	087	ぼうさいとうぶしょうぼう
衣浦東部広域連合消防局	095	ぼうさいきぬうらとうぶしょうぼう

緊急消防援助隊等応援要請系統図



愛知県への応援部隊【基本計画及び要請要綱】

指揮支援部隊長	統括指揮支援隊指定順位1位:名古屋市消防局 統括指揮支援隊指定順位2位:京都市消防局 ※統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。		
指揮支援隊【5隊】	静岡市消防局、浜松市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局 ※ 愛知県の被害状況により消防庁が必要に応じて5隊から応援隊を指定		
航空指揮支援隊	活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動		
都道府県大隊	第一次出動都道府県(4県部隊):岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県		
	出動準備都道府県(12都府県部隊) 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 ※ 愛知県を含む複数の都道府県において震度6弱(政令市等5強)以上の地震が発生した場合等は、第一次出動都道府県隊となる。		
航空部隊	第一次出動航空小隊	情報収集小隊	滋賀県、☆京都市
		救助・救急・輸送小隊	富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、☆静岡市、☆浜松市、三重県
	出動準備航空小隊	埼玉県、千葉市、東京消防庁、横浜市、川崎市、石川県、福井県、☆大阪市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県	
	☆印は、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。		
	航空後方支援小隊	活動拠点ヘリベースにおいて輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動	
(水上部隊)	(横浜市消防局、福岡市消防局、北九州市消防局) ※ 航行区域が「沿海区域」で愛知県に即応航行できる消防艇は上記3艇のみ ※ 被害状況により消防庁が必要に応じて応援隊を指定		

愛知県への応援部隊【南海トラフアクションプラン】

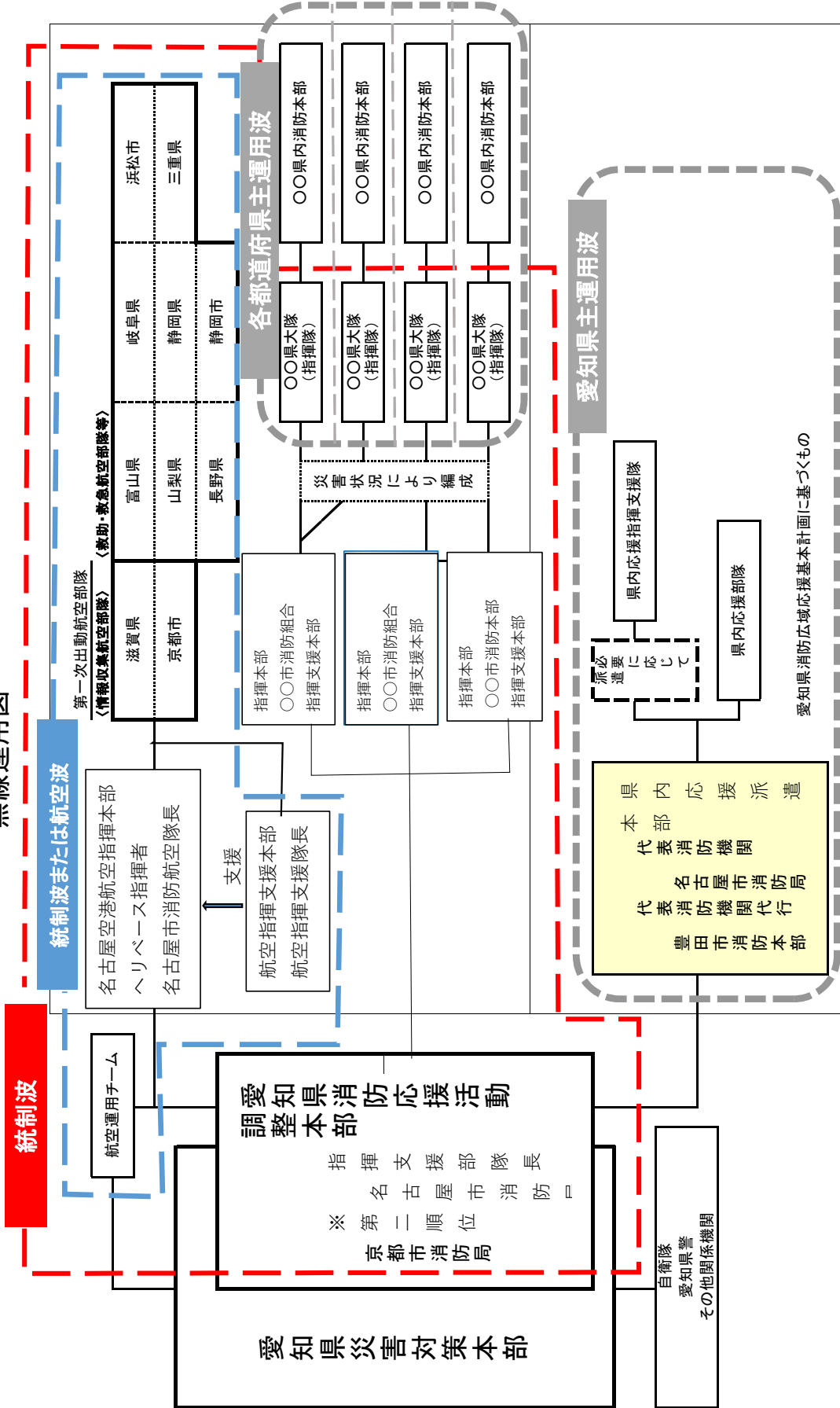
統括指揮支援隊及び指揮支援隊が属する消防本部	重点受援県	名古屋市消防局	
	重点受援県以外	①東京消防庁②横浜市消防局、③千葉市消防局、④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局、⑥札幌市消防局（数字は、優先順位を示す。）	
都道府県大隊	中部地方が大きく被災	【即時応援】秋田県、福島県、栃木県	【被害確認後応援】 茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は、長官が指示する。)
	近畿地方が大きく被災	【即時応援】岩手県	
	四国地方が大きく被災	【即時応援】岩手県、秋田県	
	九州地方が大きく被災	【即時応援】岩手県、秋田県	
航空小隊	中部地方が大きく被災	【即時応援】 札幌市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、山形県、栃木県	【被害確認後応援】 茨城市、千葉市、東京消防庁、横浜市、川崎市、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市、兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県、岡山市、広島県、広島市、山口県、北九州市、福岡市、熊本県、鹿児島県 (応援先は、長官が指示する。)
	近畿地方が大きく被災	【即時応援】 札幌市、仙台市	
	四国地方が大きく被災	【即時応援】 札幌市、仙台市	
	九州地方が大きく被災	【即時応援】 札幌市、仙台市	
航空指揮支援隊	<ul style="list-style-type: none"> 活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の管理が必要な場合、原則として、耐空検査等により、自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動 本アクションプランが適用の場合は、原則として、陸路で車両により移動 		
航空後方支援小隊	<ul style="list-style-type: none"> 航空後方支援小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動 被害状況等を踏まえ、航空後方支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置 原則として、陸路で車両により移動 		
水上小隊	<ul style="list-style-type: none"> 災害の状況等に応じて、重点受援県以外の出動可能な隊が出動 重点受援県への配置は、消防庁が決定する。 		

緊急消防援助隊登録状況

令和5年4月1日現在

都道府県	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	工務部 災害即応部隊指揮隊	NBC 災害即応部隊	支砂部 風水害機動部隊	消防	救助	救急	後方支援隊	通信支援隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊			水陸救助小隊	水上小隊	航空小隊	航空後方支援隊	合計	重複を除く合計		
													対毒 応劇 小隊	火災 規模 対応 小隊	密閉 空間 火災 対応 小隊	送還 距離 小隊	二消 輪防 小隊	車農 災対 応特 殊小 隊							水陸 救助 小隊	その他 の特殊 任務を 行う 小隊
北海道	3	2	7	1	1	3	1	159	28	94	36	1	11	22	1	2		1	3	21		3	2	402	386	
青森県		1	4	1		1	1	44	7	26	19	1	2	9				1	1	4		1	1	124	121	
岩手県		1	3	1		1	1	42	7	23	17	1	1					1	1	3		1	1	105	100	
宮城県	3	2	4	1		1	2	52	10	25	18	1	4	3	1	2		1	1	7		3	2	143	136	
秋田県		1	3	1		1	1	40	8	21	11		1	5					1	2		1	1	98	93	
山形県		1	3	1		1	2	29	7	18	15		1						1	2		1	1	83	78	
福島県		1	5	1		1	2	50	9	34	19	1	5	2		1			1	8		1	2	143	133	
茨城県		1	3	3		1	1	63	14	52	29	1	7	3				2	1	16		1	1	200	190	
栃木県		1	3	1		1	1	38	12	28	17		6						1	9		1	1	120	111	
群馬県		1	4	1		1	1	40	7	26	16	1	4						1	4		1	1	109	103	
埼玉県	3	1	6	1		1	1	108	26	60	43		11						3	19		3	1	287	279	
千葉県	2	1	3	1	1	1	1	104	24	67	49	1	15	8	1	1			1	21	2	2	1	307	290	
東京都	3	1	3	1		1	1	175	15	69	35	1	3	6	2	2	4	4	2	18	4	8	1	359	356	
神奈川県	8	2	3	1	1	3	1	98	23	71	33	2	12	11	3	5		7	7	23	2	4	2	322	314	
新潟県	3	1	3	1	1	1	1	63	16	40	22	2	2	9		2		1	5	1	1	1	1	176	171	
富山県		1	3	1		1	1	29	8	21	11	1	2	1					1	2	6		1	91	86	
石川県		1	3	1		1	1	30	6	16	18	1	3	3			1			8		1	1	95	88	
福井県		1	3	1		1	1	29	6	13	12	1	2	3					1	2		1	1	78	73	
山梨県		1	3	1		1	1	21	6	15	15	1	2						1	3		1	1	73	68	
長野県		1	3	2		1	1	51	15	37	18	3	3						1	13		1	1	151	144	
岐阜県		1	4	3		1	1	58	14	38	16	1	2						1	6		2	1	149	141	
静岡県	5	3	2	1	1	2	1	57	18	45	25		4	5		2	2	4	1	17		3	3	201	195	
愛知県	3	2	3	1	1	1	1	112	25	74	41	1	14	5	3		2	2	1	27	1	3	2	325	311	
三重県		1	3	1	1	1	1	45	7	31	15		1	4					1	6		1	1	120	116	
滋賀県		1	3	1		1	1	25	6	16	12	1	3						1	4	1	1	1	78	71	
京都府	3	1	4	1		1	1	45	12	23	14	1	4		1	1			3	2	8		2	1	128	122
大阪府	5	1	5	1	1	2	1	133	24	63	32	2	9	11	1	3			1	2	23	2	2	1	325	315
兵庫県	2	1	4	1	1	1	1	98	20	66	32	2	10	5		3			2	16	1	3	1	270	261	
奈良県		1	3	2		1	1	28	8	19	13	2	2						1	5		1	2	89	82	
和歌山県		1	3	1		1	1	30	9	18	12	1	6	2					1	2		1	1	90	80	
鳥取県		1	3	2		1	1	19	4	8	8	1	4						1	1	2		1	2	59	51
島根県		1	3	1		1	1	24	6	22	8		1						1	4		1	1	75	70	
岡山県	2	2	3	1	1	1	1	45	13	28	12	1	4	5					2	9		2	2	134	130	
広島県	3	2	3	1		1	1	68	12	39	24	1	4	3		1	2	1	1	11	2	2	2	184	179	
山口県		1	3	1		1	1	36	8	24	17		5						2	2	5		1	1	108	102
徳島県		1	3	1		1	1	20	10	18	6	1	2	3					1	1	4		1	2	76	71
香川県		1	3	1		1	1	22	8	12	8		2						1	8		1	1	70	65	
愛媛県		1	3	1		1	1	29	11	22	14	1	2	3		2			1	6	1	1	1	101	96	
高知県		1	3	2		1	1	20	10	18	8	1	2						1	2		2	1	73	68	
福岡県	6	2	6	2	1	2	1	56	18	48	32	1	10	8	1				1	3	16	2	3	2	221	213
佐賀県		1	2	1		1	1	17	5	13	9		1						1	4		1	1	58	57	
長崎県		1	3	1		1	1	34	8	22	13		2	2					1	2		1	1	93	87	
熊本県	2		5	1		1	1	33	13	28	15	1	5				2	3	7		1			118	114	
大分県		1	2	1		1	1	28	8	16	11	1	4						1	1	5		1	1	83	76
宮崎県		1	3	1		1	1	18	5	16	12	1	2						1	2		1	1	65	59	
鹿児島県		1	3	1	1	1	1	33	11	30	14	1	4	5					1	4		1	1	113	105	
沖縄県			3	1		1	1	23	7	20	11	1	4	1					1	3				77	72	
計	56	54	160	56	12	54	50	2,421	554	1,533	887	43	210	147	14	27	13	68	33	402	20	77	58	6,949	6,629	

無線運用図



署活動用周波数チャンネル一覧

愛知県		署活動用周波数の保有状況	署活動用周波数の保有数	周波数名称																
				G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
消防本部	名古屋市消防局	有	668	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	豊橋市消防本部	有	69	○												○				
消防本部	一宮市消防本部	有	30									○					○			
消防本部	岡崎市消防本部	有	101					○				○								
消防本部	豊川市消防本部	無																		
消防本部	春日井市消防本部	有	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	津島市消防本部	有	40											○					○	
消防本部	知多中部広域事務組合消防本部	有	85									○					○			
消防本部	西尾市消防本部	有	65								○							○		
消防本部	衣浦東部広域連合消防局	有	145											○					○	
消防本部	豊田市消防本部	有	155												○					○
消防本部	瀬戸市消防本部	有	41		○				○											
消防本部	稲沢市消防本部	有	58			○				○										
消防本部	蒲郡市消防本部	有	43											○					○	
消防本部	小牧市消防本部	有	124(10)			○				○										○
消防本部	犬山市消防本部	有	14	○													○			
消防本部	常滑市消防本部	有	31					○						○						
消防本部	江南市消防本部	有	30					○						○						
消防本部	新城市消防本部	無																		
消防本部	知多市消防本部	有	34		○				○											
消防本部	東海市消防本部	有	40												○					○
消防本部	大府市消防本部	有	30			○				○										
消防本部	尾張旭市消防本部	有	30											○					○	
消防本部	岩倉市消防本部	有	24											○					○	
消防本部	西春日井広域事務組合消防本部	有	41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	田原市消防本部	無																		
消防本部	蟹江町消防本部	有	25			○	○			○										
消防本部	海部東部消防組合消防本部	有	47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	尾三消防本部	有	162		○	○			○	○		○					○			
消防本部	海部南部消防組合消防本部	有	24									○					○			
消防本部	愛西市消防本部	有	35		○		○		○											
消防本部	丹羽広域事務組合消防本部	有	22								○								○	
消防本部	幸田町消防本部	有	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	知多南部消防組合消防本部	有	22	○												○				
消防団	愛西市消防団	有	62		○		○		○											
消防団	蟹江町消防団	有	28			○	○			○										
消防団	その他消防団	無																		

※括弧内は17波を実装している台数

愛知県進出拠点及び到達ルート

陸上部隊

No.	名称	ルート	所在地	管轄消防本部	連絡先	備考
受入方面						
1	浜松SA	新東名高速道路	静岡県 下り線	静岡県 (新城市消防本部)	0536-22-1119	
2	浜名湖SA	東名高速道路	静岡県 下り線	静岡県 (豊橋市消防本部)	0532-51-2075	
3	新城PA	東名高速道路	新城市 下り線	新城市消防本部	0536-22-1119	
4	恵那峡SA	中央自動車道	恵那市 下り線	岐阜県 (瀬戸市消防本部)	0561-85-0439	
5	豊橋公園	国道1号線	豊橋市今橋町	豊橋市消防本部	0532-51-2075	
6	県営新城総合公園	国道151号線 国道257号線	新城市浅谷	新城市消防本部	0536-22-1119	地域防災活動拠点
7	羽島PA	名神高速道路	岐阜県羽島市 下り線	岐阜県 (一宮市消防本部)	0586-72-1191	
8	川島PA	東海北陸自動車道	岐阜県各務原市 上り線	岐阜県 (一宮市消防本部)	0586-72-1191	
9	内津峠PA	中央自動車道	春日井市 下り線	春日井市消防本部	0568-85-6391	
10	尾張一宮PA	名神高速道路 (東海北陸自動車道)	一宮市千秋町 上り線	一宮市消防本部	0586-72-1191	
11	養老SA	名神高速道路 (東海北陸自動車道)	岐阜県養老郡養老町 上り線	岐阜県 (一宮市消防本部)	0586-72-1191	
12	愛知県一宮総合運動場	国道22号線	一宮市千秋町	一宮市消防本部	0586-72-1191	市町村地区・地域・広域防災活動拠点
13	小牧市スポーツ公園駐車場	国道41号線 国道19号線	小牧市間々原新田	小牧市消防本部	0568-76-0119	
14	大山田PA	東名阪自動車道	三重県桑名市 上り線	三重県 (海部南部消防)	0567-52-0119	
15	湾岸長島PA	伊勢湾岸自動車道 第二東海自動車道	三重県桑名市長島町 上り線	三重県 (海部南部消防)	0567-52-0119	
16	学戸公園	東名阪自動車道 蟹江ICを下りて南へ約1.2km	海部郡蟹江町	蟹江町消防本部	0567-95-5121	市町村地区防災活動拠点
17	海南こどもの国	国道23号線 国道1号線	弥富市	海部南部消防組合	0567-52-0119	地域・広域防災活動拠点
18	愛知県消防学校		尾張旭市	愛知県消防学校 尾張旭市消防本部	0561-53-2015 0561-51-0119	
航空部隊						
19	名古屋空港	空路	豊山町	西春日井広域組合消防本部 名古屋消防航空隊	0568-22-2511 0568-28-0119	航空防災活動拠点
水上部隊						
20	特別消防隊第五方面隊	海路	港区金城ふ頭	名古屋消防局	052-398-1195	

愛知県進出拠点（迅速出動の場合）

部隊種別	進出拠点
指揮支援部隊	
指揮支援部隊長	愛知県自治センター
指揮支援隊長	消防庁又は愛知県消防応援活動調整本部が連絡する消防本部の庁舎 (設楽町、東栄町、豊根村にあっては、町村役場。)
陸上部隊	震央管轄消防本部の庁舎
航空部隊	県営名古屋飛行場
水上部隊	消防庁から別途連絡する場所

愛知県広域進出拠点及び進出拠点（南海トラフ地震の場合）

○広域進出拠点

名称	進出ルート	住所	面積（㎡）	駐車台数（台）	給油設備				停電時の対応
					ガソリン	軽油	灯油	総設備（レーン）	
内津峠PA（下り線）	中央自動車道	愛知県春日井市西尾町1007-17	14,750	大型車 43台 普通車 100台	40,000	20,000	-	8	-

○進出拠点

名称	最終ルート	住所	面積（㎡）	駐車台数（台）	当該拠点への進出ルート	事業所名	所在地【同拠点からの距離】	ガソリン	軽油	灯油	給油設備（レーン）の数	停電時の対応
県営新城総合公園	国道257号	愛知県新城市浅谷	9,600	100台以上	国道257号線	JA愛知東Jセルフレース長篠	新城市長篠字西野々34-2 【2.5km】	30,000	15,000	15,000	4	非常電源
新城PA（下り線）	東名高速道路	愛知県新城市富岡字東川	1,786	大型車24台 普通車23台	東名高速道路（下り線）	サンクスマイド（株）DD豊川インターS	豊川市豊が丘町1番地 【9.3km】	70,000	30,000	10,000	5	非常電源
豊橋公園	国道1号	愛知県豊橋市今橋町	216,401	50台以上	国道1号線	豊橋市中消防署	豊橋市東松山町23番地 【2km】	22,500	12,500	-	2	手動ポンプ
内津峠PA（下り線）	中央自動車道	愛知県春日井市西尾町1007-17	14,750	大型車 43台 普通車 100台	中央自動車道	（株）西日本宇佐美 中部支店 内津峠PA下り線給油所	【同拠点内】	40,000	20,000	-	8	-
JA愛知北犬山事業所	国道41号	愛知県犬山市塔野地西4丁目1	5,963	昼：大型車30台 夜：大型車60台	国道41号線	中央石油販売株式会社 41号セルフレース	犬山市橋爪東6丁目5 【0.7km】	50,000	20,000	10,000	8	-
小牧市スポーツ公園駐車場	国道155号	愛知県小牧市間々原新田737	10,339	100台以上	名神高速道路 小牧IC	櫛網庄	小牧市中央一丁目317 【3.4km】	30,000	10,000	10,000	4	非常電源
尾張一宮PA（上り線）	名神高速道路	愛知県一宮市千秋町	14,000	大型車91台 普通車84台	名神高速道路上り	オーモリニッセキ（株）	一宮市丹陽町九日市場 字中田129 【1km】	40,000	10,000	10,000	8	非常電源
愛知県一宮総合運動場	国道155号	愛知県一宮市千秋町佐野字向農756	100,000	450台	国道155号線	株式会社ENEOSフロンティア DOセルフレース一宮名岐店	一宮市平島1丁目1番1号 【3.4km】	60,000	20,000	10,000	6	非常電源
学戸公園	愛知県道65号	愛知県蟹江町学戸五丁目29	16,015	50台以上	東名阪自動車道 蟹江IC	株式会社西日本宇佐美東海支店蟹江インター給油所	愛知県蟹江町北新田二丁目2番地 【1.7km】	48,000	38,000	10,000	12	非常電源

No.	消防本部	管轄市町村	名称	所在地	所有者	有効面積 (㎡)	収容台数	ヘリ野営	連絡先	電話番号
名古屋消防局	1	名古屋市	平和公園	千種区平和公園一丁目～三丁目、田代町字鹿子殿 名古屋区平和一丁目～二丁目	名古屋市	975,700	〇	〇	名古屋市消防局消防課	052-972-3557
	2	名古屋市	名城公園一帯	北区名城一丁目 中区本丸、二の丸、三の丸一丁目～四丁目他	名古屋市	1,189,000	〇	〇	名古屋市消防局消防課	052-972-3557
	3	名古屋市	庄内緑地一帯	西区山田町上小田井、中田井中村区白比津町	名古屋市	1,291,500	〇	〇	名古屋市消防局消防課	052-972-3557
	4	名古屋市	白鳥公園・名古屋国際会議場	熱田区熱田西町	名古屋市	193,000	〇	〇	名古屋市消防局消防課	052-972-3557
	5	名古屋市	稲永公園・稲永東公園	港区野崎四丁目～五丁目(稲永公園) 港区稲永三丁目(稲永東公園)	名古屋市	342900 112400	〇	〇	名古屋市消防局消防課	052-972-3557
	6	名古屋市	戸田川緑地	港区春田野一丁目～二丁目、西福田一丁目 中川区富永一丁目	名古屋市	99,000	〇	〇	名古屋市消防局消防課	052-972-3557
	7	名古屋市	市消防学校・志政味スポーツランド	守山区大字下志政味字長廻間(市消防学校) 守山区大字下志政味字生下(志政味スポーツランド)	名古屋市	90,000	〇	〇	名古屋市消防局消防課	052-972-3557
	8	名古屋市	大高緑地	緑区大高町、鳴海町	愛知県	890,000	〇	〇	愛知県 公園緑地課	052-622-2281
豊橋市消防本部	9	豊橋市	豊橋公園	今橋町3-1	豊橋市	42,000	209	〇	豊橋市消防本部	0532-51-2075
	10	豊橋市	岩田運動公園	岩田町1-2	豊橋市	12,200	60	〇	豊橋市消防本部	0532-51-2075
	11	豊橋市	高師緑地公園	高師町字北原29-1	豊橋市	13,700	68	〇	豊橋市消防本部	0532-51-2075
	12	豊橋市	豊橋市総合スポーツ公園	神野新田町字メノ割1-3	豊橋市	52,000	260	〇	豊橋市消防本部	0532-51-2075
	13	豊橋市	シンフォニアテケノロジール	三弥町字元屋敷150	豊橋市 シンフォニアテケノロジール	10,600	53	〇	豊橋市消防本部	0532-51-2075
	14	豊橋市	道の駅とよはし	豊橋市東七根町一ノ沢	豊橋市 国土交通省、豊橋市	37,785	〇	〇	豊橋市消防本部	0532-51-2075
	15	岡崎市	岡崎中央総合公園(体・野第一駐車場)	岡崎市高屋寺町字峠1	岡崎市	10,000	100	〇	岡崎市消防本部	0564-21-5151
	16	岡崎市	岡崎市龍北総合運動場	岡崎市真伍町亀山1 2 - 2	岡崎市	13,800	107	〇	岡崎市消防本部	0564-21-5151
一宮市消防本部	17	一宮市	愛知県一宮総合運動場	一宮市千秋町在野字向農756	愛知県(教育・体育 久保一ツ課)	100,000	450	〇	愛知県一宮総合運動場	0586-77-0500
	18	一宮市	奥町公園	一宮市奥町字宮郭7他	一宮市	40,000	121	〇	一宮市スポーツ課	0586-85-7079
瀬戸市消防本部	19	瀬戸市	市民公園	瀬戸市上本町1	瀬戸市	28,000	300	〇	瀬戸市体育館	0561-48-0500
	20	瀬戸市	文化センター	瀬戸市西茨町1 3 - 3 外	瀬戸市	9,300	150	〇	文化センター	0561-84-1811
春日井市消防本部	21	春日井市	落合公園	春日井市東野町字落合池1-2	春日井市	6,000	〇	〇	春日井市消防本部	0568-85-6391
	22	春日井市	前高グラウンド	春日井市西高山町2-11	春日井市	19,890	〇	〇	春日井市消防本部	0568-85-6391
	23	春日井市	白山運動広場	春日井市白山町6-4	春日井市	18,125	〇	〇	春日井市消防本部	0568-85-6391
	24	春日井市	牛山運動広場	春日井市牛山町3180	春日井市	28,300	〇	〇	春日井市消防本部	0568-85-6391
	25	春日井市	落合公園管理棟駐車場	春日井市東野町字落合池1	春日井市	3,000	40以上	〇	春日井市消防本部	0568-85-6391
	26	春日井市	総合体育館・温水プール駐車場	春日井市鷹来町4286	春日井市	5,700	100以上	〇	春日井市消防本部	0568-85-6391
	27	豊川市	豊川公園(陸上競技場)	豊川市諏訪1-80	豊川市	23,967	〇	〇	スポーツ課	0533-88-8036
	28	豊川市	豊川市音羽運動公園	豊川市萩町口篠田1	豊川市	19,100	110	〇	スポーツ課	0533-88-8036
豊川市消防本部	29	豊川市	三河臨海緑地内臨海球場	豊川市御津町在脇浜1号	愛知県	31,962	〇	〇	愛知県三河港務所	0532-31-4158
	30	豊川市	南山グラウンド	豊川市伊奈町南山新田350-80	豊川市	20,925	〇	〇	公園緑地課	0533-89-2176
	31	豊川市	小坂井拠点避難地	豊川市小坂井町倉屋敷75-1	豊川市	7,700	〇	〇	危機管理課	0533-89-2194
	32	豊川市	東三河ふるさと公園	豊川市御油町滝ヶ入11-2	愛知県	13,600	100	〇	東三河ふるさと公園	0533-87-9301

No.	管轄市町村	名称	所在地	所有者	有効面積 (㎡)	収容台数	ヘリ野営	連絡先	電話番号
津島市消防本部	津島市	真公園	津島市中一色町中山26	津島市	53,000	150	○	教育委員会社会教育課	0567-24-1111
	津島市	津島市生涯学習センターグラウンド	津島市藤原町緑木64	津島市	13,965	100	○	教育委員会社会教育課	0567-24-1111
	津島市	海西公園	津島市大細町7丁目	津島市	10,000	100	○	都市整備課	0567-24-1111
	津島市	天王川公園	津島市宮川町1丁目	津島市	15,000	200	○	都市整備課	0567-24-1111
	豊田市	豊田市消防本部	豊田市長興寺5-17-1	豊田市	15,900	100	○	豊田市消防本部	0565-35-9701
	豊田市	豊田市柳川瀬公園	豊田市敬部東町稲荷25	豊田市	16,000	140	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
豊田市消防本部	豊田市	豊田スタジアム芝生公園	豊田市千石町7-2	豊田市	28,000	200	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	越戸公園	豊田市越戸町地内	国・豊田市	16,000	200	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	豊田市足助消防署	豊田市桑田和町中貝戸6	豊田市	3,400	20	○	豊田市足助消防署	0565-62-0119
	豊田市	矢作川池島公園	豊田市池島町坂口18-1	国	20,169	100	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	矢作川島崎公園	豊田市島崎町川原3241	国	6,300	100	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	矢作川時瀬公園	豊田市時瀬町仲島1	国	20,000	200	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	夏焼グラウンド	豊田市夏焼町クルミサワ131	豊田市・個人	7,000	100	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	下山運動場	豊田市大沼町船橋28-1	豊田市	5,500	50	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	豊田市北消防署	豊田市四郷町森前100	豊田市	4,700	20	○	豊田市北消防署	0565-43-0093
	豊田市	豊田市運動公園	豊田市高町東山4-97	豊田市	18,000	100	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	藤岡運動広場	豊田市折平町松葉坂507-3	豊田信用金庫	12,000	200	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	緑の公園	豊田市市場町陣出879	豊田市	15,000	200	○	地域振興部防災対策課	0565-34-6750
	豊田市	豊田市南消防署	豊田市和会町長3-1	豊田市	1,000	20	○	豊田市南消防署	0565-25-9008
	西尾市消防本部	豊田市	豊田地域文化広場	豊田市西町けやき1	豊田市	11,000	100	○	地域振興部防災対策課
西尾市		西尾市立看護専門学校(グラウンド)	西尾市戸ヶ崎町広美109-1	豊田市	3,901	100以上	○	危機管理局危機管理課	0563-56-2111(2502)
西尾市		古川緑地	西尾市志籠谷町上川成37-13ほか	西尾市	21,600	200以上	○	危機管理局危機管理課	0563-56-2111(2502)
西尾市		矢作川西尾緑地	西尾市上町西新開1-5ほか	国(公園管理者)	31,600	200以上	○	危機管理局危機管理課	0563-56-2111(2502)
西尾市		一色海浜公園(グラウンド及び駐車場)	西尾市一色町坂田新田沖向100-1	西尾市	35,000	300	○	危機管理局危機管理課	0563-56-2111(2502)
西尾市		機須賀公園	西尾市吉良町中野瀬田65	西尾市	18,000	100	○	危機管理局危機管理課	0563-56-2111(2502)
西尾市		ホワイトゥエープ21	西尾市吉良町岡山大岩山70	西尾市	13,239	50	○	危機管理局危機管理課	0563-56-2111(2502)
蒲郡市		ポートレース蒲郡(駐車場)	蒲郡市竹谷町太田新田	蒲郡市	39,000	150	○	蒲郡市消防本部	0533-68-5119
蒲郡市		中央公園	蒲郡市水竹町木船33-1	蒲郡市	7,720	50	○	蒲郡市消防本部	0533-68-5119
蒲郡市		海陽多目的広場	蒲郡市海陽町	蒲郡市	39,700	50	○	蒲郡市消防本部	0533-68-5119
犬山市消防本部	犬山市	木曾川犬山緑地	犬山市大字木津地先	国(国有地)	75,000	100以上	○	管理事務所	0568-61-2668
	犬山市	名古屋経済大学駐車場・体育館	犬山市字字内久保61-1	名古屋経済大学	5,000	50	○	犬山市消防本部	0568-65-3122
常滑市消防本部	常滑市	常滑公園	常滑市金山字下砂原78-1	常滑市	48,000	172	○	常滑市体育館	0569-43-5111
	江南市	江南緑地公園(草井)	江南市草井町270	江南市	39,199	130	○	江南市消防本部	0587-55-2258
小牧市消防本部	小牧市	小牧市スポーツ公園駐車場	小牧市間々原新田737	小牧市	10,339	100以上	○	小牧市スポーツ協会	0588-77-7712
	小牧市	小牧勤労センター(駐車場)	小牧市大字上末2233-2	小牧市	8,627	40	○	小牧勤労センター代表	0588-79-7711

No.	管轄市町村	名称	所在地	所有者	有効面積 (㎡)	収容台数	ヘリ野営	連絡先	電話番号
68	稲沢市	稲沢市陸上競技場	稲沢市千代七丁目45	稲沢市	16,000	100以上	○	稲沢市役所	0587-32-1111
69	稲沢市	ユニー株式会社 西駐車場	稲沢市浅井町地内(ユニー西駐車場C・D)	事業者	10,000	50	○	ユニー株式会社	052-585-3030
70	稲沢市	第一駐車場・第三駐車場	稲沢市井之口沖(田町地内(三菱電機ビルソリューションズ株式会社稲沢ビル3Fステム製作所前西駐車場))	事業者	8,000	50	○	三菱電機ライフサービス株式会社稲沢支店	0587-24-5646
71	新城市	県営新城総合公園	新城市浅谷字ヒヨイタ40	愛知県	9,600	100以上	○	新城総合公園 管理事務所	0536-25-1144
72	新城市	学童園やまびこの丘多目的広場	新城市玖老字新井9	新城市	5,600	100以上	○	学童園 山びこの丘 管理事務所	0536-35-1191
73	新城市	鬼久保ふれあい広場(グラウンド)	新城市作手白鳥字鬼久保5-23	新城市	15,000	100以上	○	新城市役所 作手総合支所 教育委員会 B&Gセンター	0536-37-9211 0536-38-1431
74	設楽町	愛知県奥三河総合センター	設楽町田口字木屋2-10	愛知県	16,824	100以上	○	愛知県奥三河総合センター	0536-62-0100
75	東栄町	東栄町総合グラウンド	東栄町大字本郷字上大林	東栄町	8,000	100	○	東栄町教育委員会	0536-76-0501 0536-76-0509
76	設楽町	津具スポーツ広場	愛知県設楽町津具字中大名地18番地6	設楽町	6,000	100以上	○	設楽町役場津具総合支所	0536-83-2301
77	豊根村	いこいの里 多目的広場	豊根村下黒川字新井	豊根村	8,000	100	○	豊根村役場 農林土木課	0536-85-1311
78	豊根村	グリーンステーション花の木 農村広場	豊根村坂字場字御所平	豊根村	7,500	100	○	豊根村役場 農林土木課	0536-85-1311
79	東海市	東海市消防署南出張所	加木屋町夕霞松67	東海市	4,203	20	○	東海市消防本部	0562-36-0119
80	大府市	楳根グラウンド	大府市楳根町平地1-3	大府市	15,417	150	○	大府市役所	0562-47-2111
81	大府市	市営グラウンド	大府市長草町車池11	大府市	12,100	120	○	大府市役所	0562-47-2111
82	大府市	あいち健康の森(駐車場)	大府市森岡町九丁目300	愛知県	8,825	80	○	あいち健康の森公園管理事務所	0562-47-9222
83	知多市	知多運動公園 野球場	知多市緑町8	知多市	8,500	38	○	知多市消防本部	0562-56-0119
84	知多市	佐布里緑と花のふれあい公園	知多市佐布里字3丁目101	知多市	4,800	60	○	知多市消防本部	0562-56-0119
85	知多市	ベティさんの家 旭公園	知多市金沢字石根1番地	知多市	4,800	40	○	知多市消防本部	0562-56-0119
86	尾張旭市	旭ヶ丘運動広場	旭ヶ丘町濁池地内	尾張旭市	10,000	100	○	尾張旭市役所	0561-53-2111
87	尾張旭市	愛知県消防学校	大字新居5182-1393	愛知県	20,000	150	○	愛知県消防学校	0561-53-2015
88	岩倉市	八穀憩いの広場	岩倉市八穀町樋口1-1	岩倉市	9,300	100	○	岩倉市消防本部	0587-37-5333
89	岩倉市	石仏スポーツ広場	岩倉市石仏町御崎1	岩倉市	8,800	80	○	岩倉市消防本部	0587-37-5333
90	田原市	赤羽根市民センター	田原市赤羽根町赤土1	田原市	5,000	50	○	田原市消防本部	0531-23-0119
91	田原市	赤羽根文化広場 多目的運動広場	田原市高松町尾村崎443	田原市	21,200	100	○	田原市消防本部	0531-23-0119
92	愛西市	愛西市消防本部	愛西市西保町西川原25番地	愛西市	2,500	50	○	愛西市消防本部	0567-26-1100
93	愛西市	立田総合運動場	愛西市早尾町草場68	愛西市	30,000	100以上	○	愛西市消防本部	0567-26-1100
94	愛西市	佐織総合運動場	愛西市鷹場町孫田1番地1	愛西市	20,000	100以上	○	愛西市消防本部	0567-26-1100
95	蟹江町	学戸公園	蟹江町学戸五丁目29	蟹江町	16,015	50	○	蟹江町消防本部	0567-95-5121
96	蟹江町	日光川ウォーターパーク	蟹江町大字蟹江新田字鎌袋101	蟹江町	51,000	100以上	○	蟹江町消防本部	0567-95-5121
97	幸田町	幸田中央公園	幸田町大字菱池字元林1-7	幸田町	36,670	100	○	幸田町役場	0564-62-1111
98	知多中部広域事務組合 消防本部	半田運動公園	半田市池田町3-1-1	半田市	65,000	100	○	半田市役所	0569-21-3111
99	阿久比町	阿久比スポーツ村	阿久比町大字卯坂字浅間裏3-2	阿久比町	50,000	100	○	阿久比町役場	0569-48-1111
100	海部東部消防組合 消防本部	七宝運動グラウンド	あま市七宝町鷹居五丁目2	あま市	12,000	120	○	七宝総合体育館	052-441-5001

No.	管轄市町村	名称	所在地	所有者	有効面積 (㎡)	収容台数	ヘリ野営	連絡先	電話番号
101	豊明市	豊明市文化会館	西川町広原28番地1	豊明市	9,300	300	○	豊明市役所防災防犯対策課	0562-92-8305
102	日進市	日進市総合運動公園	日進市岩藤町大清水919-1	日進市	50,000	100	○	日進市防災交通課	0561-73-7111
103	日進市	愛知県公園論議運動公園	日進市北新町西口論議323-8	愛知県	40,000	100	○	愛知県保健体育課	0561-73-8959
104	東郷町	愛知池運動公園	東郷町大字諸輪字百々51-236	水資源機構	20,000	100	○	東郷町総務部安全安心課	0561-38-3111
105	東郷町	町民運動広場	東郷町大字春木字千子551-1	財産管理組合	15,000	100	○	東郷町総務部安全安心課	0561-38-3111
106	東郷町	祐福寺グラウンド	東郷町大字春木字仲田9番 始7筆	個人所有	7,000	70	○	東郷町総務部安全安心課	0561-38-3111
107	東郷町	和合知々釜グラウンド	東郷町大字和合字知々釜114番3	個人所有	4,618	50	○	東郷町総務部安全安心課	0561-38-3111
108	みよし市	桜公園(グラウンド)	みよし市三好丘3-5	みよし市	12,000	100	×	みよし市防災安全課	0561-32-8046
109	みよし市	三好公園(第3駐車場、多目的広場)	みよし市三好町池ノ原	みよし市	7,000	100	○	みよし市防災安全課	0561-32-8046
110	長久手市	スポーツの杜グラウンド	長久手市岩廻間2726	長久手市	10,502	100	○	長久手市安心安全課	0561-63-1111
111	大口町	総合運動場	大口町下小口六丁目150	大口町	17,536	○	○	大口町町民安全課	0587-95-1111
112	扶桑町	扶桑町北部グラウンド	扶桑町大字山那字番所下83-4	扶桑町	24,490	○	○	扶桑町総務課	0587-93-1111
113	飛島村	海部南部消防組合消防本部	飛島村大室5-182	海部南部消防組合	13,734	100	○	海部南部消防組合	0567-52-0119
114	弥富市	海部南部消防組合北分署	弥富市鎌倉町123	海部南部消防組合	5,055	20	○	北分署	0567-65-0119
115	美浜町	美浜町総合公園 グラウンド	美浜町北方字十二谷1-2	美浜町	25,241	200	○	美浜町総務部防災課	0569-82-1111
116	南知多町	旧 新運動公園(グラウンド)	南知多町豊丘字大脇台35	南知多町社会教育課	39,000	250	○	南知多町総務部防災危機管理室	0569-65-0711
117	南知多町	南知多町運動公園(グラウンド・フェニクスコート・駐車場)	南知多町豊丘字山田 32	南知多町社会教育課	12,900	100	○	南知多町総務部防災危機管理室	0569-65-0711
118	南知多町	町民会館グラウンド(グラウンド・フェニクスコート・駐車場)	南知多町内海字柴井1-66	愛知県教育施設課	14,500	200	○	南知多町総務部防災危機管理室	0569-65-0711
119	南知多町	豊浜港港施設用地(豊浜港施設用地)	南知多町豊浜字石之浦	愛知県知多建設事務所	44,000	400	○	愛知県知多建設事務所	0569-21-3231
120	碧南市	玉津浦グラウンド駐車場	碧南市港本町3-3	愛知県	40,000	100以上	○	碧南市役所(借受人)	0566-41-3311
121	刈谷市	総合運動公園	刈谷市築地町荒田1	刈谷市	176,700	100以上	○	刈谷市役所	0566-23-1111
122	安城市	安城市総合運動公園	安城市新田町池田上1	安城市	19,300	100以上	○	安城市役所	0566-76-1111
123	知立市	昭和グラウンド(野球場)	知立市昭和2丁目7	知立市	14,794	78	○	知立市役所	0566-83-1111
124	高浜市	五反田グラウンド(第1、第2)	高浜市向山町2丁目1-8	高浜市	14,000	100	○	高浜市役所	0566-52-1111
125	北名古屋	文化の森一帯	北名古屋市法成寺蔵化60	北名古屋	8,208	300	○	北名古屋消防訓練部 通称	0568-22-1111
126	清須市	庄内川新川緑地公園	清須市下河原800	清須市	35,508	100以上	○	清須市危機管理部危機管理課	052-400-2911
127	清須市	枇杷島公園	清須市西枇杷島古城二丁目15番地1	清須市	18,272	20	○	清須市危機管理部危機管理課	052-400-2911
128	清須市	はるひ夢の森公園	清須市春日夢の森1番地	清須市	10,626	100	○	清須市危機管理部危機管理課	052-400-2911
129	豊山町	神明公園	豊山町大字青山字神明120-1	豊山町	42,000	127	○	豊山町総務部防災安全課	0568-28-0001

市町村別消火栓スピンドルドライバー

消防本部	管轄 市町村	口径 (縦×横) (c m)	形状	消火栓の 蓋の種類		備 考
				四角	丸	
名古屋市消防局	名古屋市	4.0×4.0	四角形	○		スピンドルの開閉 右→開 左→閉
豊橋市消防本部	豊橋市	3.3×3.3 ~4.7×4.7	四角形	○		スピンドル径 3.3mm~4.7mmまで対応可
岡崎市消防本部	岡崎市	4.3×4.3	四角形	○	○	丸型は特殊金具使用
一宮市消防本部	一宮市	4.0×4.0	四角形	○	○	丸型は特殊金具使用 右→開 左→閉
瀬戸市消防本部	瀬戸市	4.0×4.0	四角形	○	○	丸型は少数
春日井市消防本部	春日井市	4.2×4.2	四角形	○	○	左→開 右→閉、丸型は少数
豊川市消防本部	豊川市	4.0×4.0 ~4.3×4.3	四角形	○		バルブ開栓時、右開栓と左開栓の2種類あり
津島市消防本部	津島市	4.2×4.2	四角形	○	○	バルブ開栓時、右開栓と左開栓の2種類あり
豊田市消防本部	豊田市	4.0×4.0	四角形	○	○	丸型ヒノデ式(カギ付)
西尾市消防本部	西尾市	4.2×4.2	四角形	○	○	
蒲郡市消防本部	蒲郡市	3.8×3.8	四角形	○	○	丸型は日之出式消火栓 バルブ開閉は、一部レバー式
犬山市消防本部	犬山市	4.2×4.2	四角形	○	○	丸型は特殊金具使用
常滑市消防本部	常滑市	4.0×4.0	四角形	○	○	左→開 右→閉
江南市消防本部	江南市	4.0×4.0	四角形	○	○	丸型は少数
小牧市消防本部	小牧市	4.0×4.0	四角形	○	○	丸型は少数
稲沢市消防本部	稲沢市	4.3×4.3	四角形	○	○	丸型は特殊金具使用 左→開 右→閉
新城市消防本部	新城市	4.2×4.2	四角形	○		
	設楽町			○	○	丸型は少数 地上式消火栓少数あり
	設楽町 津具地区	3.3×3.3				地上式消火栓のみ 呼称65mm、50mm、40mm
	東栄町	4.2×4.2		○	○	丸型は少数
	豊根村			○		地上式消火栓：約9割 地下式消火栓：約1割
	豊根村 富山地区	4.0×4.0				地上式消火栓のみ 呼称40mm
東海市消防本部	東海市	4.0×4.0	四角形	○	○	スピンドルの開閉 左→開 右→閉
大府市消防本部	大府市	4.0×4.0	四角形	○	○	
知多市消防本部	知多市	4.0×4.0	四角形	○	○	丸型は日之出式
尾張旭市消防本部	尾張旭市	4.0×4.0	四角形	○		
岩倉市消防本部	岩倉市	4.0×4.0	四角形	○	○	
田原市消防本部	田原市	3.8×3.8	四角形	○	○	

消防本部	管轄市町村	口径 (縦×横) (cm)	形状	消火栓の蓋の種類		備考
				四角	丸	
蟹江町消防本部	蟹江町	4.0×4.0	四角形	○		
幸田町消防本部	幸田町	3.8×3.8	四角形	○	○	
知多中部広域事務組合 消防本部	半田市	4.0×4.0	四角形	○	○	
	阿久比町			○	○	
	武豊町			○	○	
	東浦町			○	○	
海部東部消防組合 消防本部	あま市	3.5×3.5	四角形	○	○	旧基目寺町（右開放）、丸型は少数
	大治町			○		右開放
尾三消防本部	豊明市	3.8×3.8	四角形	○	○	丸型は少数
	日進市			○	○	丸型は少数
	東郷町			○	○	丸型は少数
	みよし市			○	○	丸型は少数
	長久手市			○	○	
丹羽広域事務組合 消防本部	大口町	4.0×4.0	四角形	○		
	扶桑町			○		
海部南部消防組合 消防本部	飛島村	4.0×4.0	四角形	○		単口は右ねじ式双口は左ねじ式一部切替レバー有り
	弥富市			○		単口は右ねじ式双口は左ねじ式一部切替レバー有り
愛西市消防本部	愛西市	4.3×4.3	四角形	○		
知多南部消防組合 消防本部	美浜町	4.0×4.0	四角形	○	○	
	南知多町			○	○	
衣浦東部広域連合 消防局	碧南市	4.0×4.0	四角形	○	○	
	刈谷市			○		
	安城市			○	○	
	知立市			○	○	
	高浜市			○		
西春日井広域事務組合 消防本部	清須市	3.7×3.7	四角形	○		旧西枇杷島町・新川町（右開放）
	北名古屋市			○		旧師勝町久地野地区の一部逆回し（右開放）
	豊山町			○		

燃料補給施設

	管轄 市町村 (区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所 以外への 配達	締結 の有 無
【名古屋市消防局】						
1	千種区	千種消防署	千種区希望ヶ丘2-6-21	052-764-0119	否	—
2	東区	東消防署	東区筒井一丁目8-30	052-935-0119	否	—
3	北区	北消防署	北区萩野通2-1	052-981-0119	否	—
4	西区	西消防署	西区児玉二丁目25-22	052-521-0119	否	—
5	中村区	中村消防署	中村区大宮町1-53	052-481-0119	否	—
6	中区	中消防署	中区栄一丁目23-13	052-231-0119	否	—
7	昭和区	昭和消防署	昭和区御器所通2-16-1	052-841-0119	否	—
8	瑞穂区	瑞穂消防署	瑞穂区北原町3-17	052-852-0119	否	—
9	熱田区	熱田消防署	熱田区高蔵町4-9	052-671-0119	否	—
10	中川区	中川消防署	中川区高畑一丁目224	052-363-0119	否	—
11	港区	港消防署	港区千鳥一丁目11-19	052-661-0119	否	—
12	南区	南消防署	南区桜本町24	052-825-0119	否	—
13	守山区	守山消防署	守山区西新11-8	052-791-0119	否	—
14	緑区	緑消防署	緑区滝ノ水四丁目2007	052-896-0119	否	—
15	名東区	名東消防署	名東区野間町40	052-703-0119	否	—
16	天白区	天白消防署	天白区原五丁目2506	052-801-0119	否	—
17	中川区	特別消防隊第一方面隊	中川区太平通三丁目39	052-361-3155	否	—
【豊橋市消防本部】						
18	豊橋市	サンクスメイト(株) ドクタードライブ豊橋SS	豊橋市八町通四丁目61	0532-52-2710	可	有
19	豊橋市	(有)フジスタンド 豊橋レイクタウンSS	豊橋市南大清水町字富士見676-2	0532-25-5181	可	有
20	豊橋市	(株)オーテック ハートランド曙SS	豊橋市曙町南松原20-1	0532-45-3131	可	有
21	豊橋市	石国産業(株) ラベンダー豊橋SS	豊橋市牟呂町字扇田70	0532-45-8185	可	有
22	豊橋市	ユタカ産業(株) ユタカスタンド岩田SS	豊橋市中岩田三丁目1-1	0532-62-6486	可	有
23	豊橋市	昭和シェル石巻平野町SS (有) 白井商店)	豊橋市石巻平野町字日名倉7-2	0532-88-0175	否	有
24	豊橋市	出光二川SS (株)荒木石油店)	豊橋市大岩町字小山塚52-3	0532-41-0591	可	有
25	豊橋市	(有)小山石油店サンモリッツ小鷹 野SS	豊橋市西小鷹野四丁目17-17	0532-66-1161	否	有
26	豊橋市	豊橋市中消防署	豊橋市東松山町23	0532-52-0119	否	無
【岡崎市消防本部】						
27	岡崎市	岡崎石油業共同組合	岡崎市康生通西三丁目16	0564-23-3375	可	有
【一宮市消防本部】						
28	一宮市	(株)サンペトロ	一宮市森本3丁目3-3	0586-23-3120	否	有
29	一宮市	野村石油(株)	一宮市浅井町西浅井郷前36	0586-78-1053	否	有
30	一宮市	尾西油脂(株)	一宮市萩原町串作1457	0586-68-1034	否	有
31	一宮市	(株)堀井商店	一宮市高田字中坪47	0586-78-5744	否	有
32	一宮市	オーモリニッセキ(株)	一宮市丹陽町九日市場字中田120-1	0586-75-3188	否	有
33	一宮市	(株)上田商店	一宮市西萩原字大池43-4	0586-69-5670	可	有
34	一宮市	(株)参漕サービス	一宮市木曾川町黒田北宿1の切79-1	0586-86-6791	否	有
【瀬戸市消防本部】						
35	瀬戸市	(株)マルヨシ 品野給油所	瀬戸市品野町5-45	0561-42-0123	否	有
36	瀬戸市	(有)塚本産業 瀬戸品野給油所	瀬戸市品野町1-205	0561-41-0885	否	有
37	瀬戸市	(株)ワセ田 陶磁資料館前給油所	瀬戸市南山口町86	0561-87-0020	否	有

燃料補給施設

	管轄 市町村 (区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所 以外への 配達	締結 の有 無
38	瀬戸市	㈱ワセ田 オアシス瀬戸給油所	瀬戸市陶原町1-18	0561-82-6111	否	有
39	瀬戸市	㈱島倉石油 ワイワイプラザ上本	瀬戸市上本町787	0561-48-6464	否	有
40	瀬戸市	㈱藤田石油建材店 陶原町給油所	瀬戸市陶原町3-20	0561-82-4283	否	有
41	瀬戸市	㈱藤田石油建材店 本地給油所	瀬戸市小坂町172	0561-21-7559	否	有
42	瀬戸市	㈱伊藤油店 幡山給油所	瀬戸市菱野町75	0561-82-4691	否	有
43	瀬戸市	(資)双和石油店 菱野給油所	瀬戸市西脇町123	0561-82-7524	否	有
44	瀬戸市	(有)小林石油 瀬戸西山町給油所	瀬戸市西山町1-46-16	0561-82-9409	否	有
45	瀬戸市	(有)本郷石油 本郷給油所	瀬戸市本郷町726	0561-48-0808	否	有
46	瀬戸市	三幸石油㈱ 品野給油所	瀬戸市品野町2-21	0561-41-0315	否	有
47	瀬戸市	村瀬石油㈱ 瀬戸給油所	瀬戸市共栄通3-41	0561-82-2102	否	有
48	瀬戸市	大進石油㈱瀬戸共栄橋給油所	瀬戸市共栄通7-23	0561-83-1722	否	有
49	瀬戸市	同和商事㈱ オートオアシス瀬戸給油所	瀬戸市見付町54	0561-82-2588	否	有
50	瀬戸市	品野燃料㈱ 品野給油所	瀬戸市品野町6-1230	0561-41-1205	否	有
51	瀬戸市	鈴一物産㈱ カーシャイン瀬戸給油所	瀬戸市銀杏木町37	0561-84-7177	否	有
【春日井市消防本部】						
52	春日井市	春日井市商工会議所	春日井市鳥居松町5-45	0568-81-4141	否	有
53	春日井市	愛知県石油商業組合春日井支部	春日井市柏井町3-124	0568-81-7331	否	有
【豊川市消防本部】						
54	豊川市	サンクスメイト㈱ DD豊川IC給油所	豊川市豊が丘町1	0533-86-6338	否	有
55	豊川市	ユタカ産業㈱豊川インター給油所	豊川市上野1丁目13	0533-86-2975	否	有
56	豊川市	㈱豊川オイルセンター 豊川インター給油所	豊川市牧野町2丁目35	0533-85-6026	否	有
57	豊川市	㈱荒木石油店 プリテール 豊川インター給油所	豊川市東豊町5丁目12	0533-84-4389	否	有
58	豊川市	㈱オザワ豊川北部給油所	豊川市三蔵子町野添58	0533-86-6809	否	有
59	豊川市	㈱オーテックハートランド千両給油所	豊川市本野町東野添29	0533-85-2408	否	有
60	豊川市	㈱荒木石油店セルフ豊川中央通SS	豊川市中央通2丁目29	0533-86-4576	否	有
61	豊川市	㈱山三商会 トレンディ豊川給油所	豊川市南大通5丁目23	0533-86-2347	否	有
62	豊川市	㈱三河シー・エス・エヌ セルフステーションネオ	豊川市西塚町3丁目8	0533-84-1196	否	有
63	豊川市	石国産業㈱ グレース豊川給油所	豊川市市田町中社6-1	0533-86-5265	否	有
64	豊川市	エザキ㈱ セルフ諏訪店	豊川市諏訪西町2丁目5-1	0533-82-0010	否	有
65	豊川市	石国産業㈱ 御津給油所	豊川市御津町西方入浜43-1	0533-76-2118	否	有
66	豊川市	大岩石油店 御津給油所	豊川市御津町西方梨野38-3	0533-75-2360	否	有
67	豊川市	(有)カナダ石油 御津給油所	豊川市御津町西方井領田70-2	0533-76-2188	否	有
68	豊川市	深谷石油㈱ 御津給油所	豊川市御津町下佐脇洗出82-35	0533-75-3168	否	有
69	豊川市	(有)太田石油店フレンドパーク やわたSS	豊川市八幡町亀ヶ坪130	0533-87-2352	否	有
70	豊川市	(有)中嶋石油店	豊川市久保町棒田15-6	0533-88-3468	否	有
71	豊川市	㈱タカハシ豊川1号線給油所	豊川市御油町万福寺2-4	0533-87-3850	否	有
72	豊川市	深谷石油㈱ 小坂井給油所	豊川市宿町野川1-41	0533-72-3735	否	有
73	豊川市	㈱西日本宇佐美東海支店 1号音羽インター	豊川市長沢町矢倉下85-2	0533-87-5990	否	有
74	豊川市	西日本フリート㈱ルート1 音羽インターSS	豊川市赤坂町青木180	0533-87-9111	否	有
75	豊川市	エネクスフリート㈱ Carライフステーション	豊川市長沢町流田136-1	0533-88-8120	否	有
76	豊川市	㈱ENEOS ウイング 豊橋西TS	豊川市白鳥町原溝90-1	0533-85-4820	否	有

燃料補給施設

	管轄 市町村 (区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所 以外への 配達	締結 の有 無
77	豊川市	㈱オーテック	豊川市駅前通3-13	0533-86-5191	否	有
78	豊川市	㈱ENEOS ウイング 豊川インターTS	豊川市東豊町5丁目29	0533-84-2787	否	有
79	豊川市	朝日石油㈱セルフ正岡ステーション	豊川市下長山町上アライ8	0533-84-2237	否	有
80	豊川市	㈱エネオスフロンティア豊川西店	豊川市八幡町西赤土19-2	0533-56-7005	否	有
81	豊川市	エザキ㈱セルフ大堀店	豊川市大堀町280	0533-80-7747	否	有
82	豊川市	平和石油(株)ラピット豊川	豊川市国府町桜田115	0533-87-8155	否	有
【津島市消防本部】						
83	津島市	愛知県石油商業組合西尾張連合会 第6地区	津島市埋田町一丁目8	0567-26-2063	否	有
【豊田市消防本部】						
84	豊田市	豊田市消防本部	豊田市長興寺5-17-1	0565-35-9717	否	
85	豊田市	荒井石油	豊田市鶯ヶ瀬町渡瀬10-2	0565-58-0266	否	有
86	豊田市	(有) イソガイ石油店	豊田市上原町上原57	0565-45-0082	否	有
87	豊田市	(株) イデキュー	豊田市土橋町5-2-1	0565-28-2553	否	有
88	豊田市	稲武石油(株)	豊田市稲武町ナハテ7-3	0565-82-2062	否	有
89	豊田市	岩滝産業(株)	豊田市岩滝町花立182	0565-80-4455	否	有
90	豊田市	(有) 梅村石油店	豊田市亀首町下町屋50	0565-45-0705	否	有
91	豊田市	エザキ(株)	豊田市亀首町山ノ上25	0565-46-1002	否	有
92	豊田市	エザキ(株)	豊田市逢妻町5-18-1	0565-35-8101	否	有
93	豊田市	エザキ(株)	豊田市高岡町大西27-1	0565-51-1531	否	有
94	豊田市	エザキ(株)	豊田市永覚新町4-106-2	0565-24-3731	否	有
95	豊田市	(有) 大竹商店	豊田市大沼町根崎27-2	0565-90-2133	否	有
96	豊田市	大原石油店	豊田市坂上町河原田22	0565-58-2024	否	有
97	豊田市	オバタ産業(株)	豊田市平戸橋町波岩66	0565-45-1057	否	有
98	豊田市	(株) カルヴィックオイル	豊田市高崎町北ノ脇30-314	0565-35-2223	否	有
99	豊田市	(有) 川口石油	豊田市下川口町御堂328	0565-76-4720	否	有
100	豊田市	(有) 川鈴石油	豊田市西広瀬町四日市1086-2	0565-42-1525	否	有
101	豊田市	鞍ヶ池石油(有)	豊田市市木町由ノ木50-1	0565-80-7288	否	有
102	豊田市	(有) グリーン石油	豊田市力石町河原田429	0565-41-2509	否	有
103	豊田市	光南工業(株)	豊田市生駒町寿18	0565-57-1124	否	有
104	豊田市	コスモ石油販売(株) セルフピュア豊田堤町	豊田市堤町宝27	0565-51-5885	否	有
105	豊田市	コスモ石油販売(株) セルフステーション豊田南	豊田市若林西町広崎2	0565-52-3338	否	有
106	豊田市	コスモ石油販売(株) セルフ藤岡SS	豊田市西中山町牛田63-28	0565-75-1321	否	有
107	豊田市	近藤建設工業(株)	豊田市西広瀬町市場207	0565-41-2008	否	有
108	豊田市	(有) 近藤商会	豊田市宮上町6-61-4	0565-31-0505	否	有
109	豊田市	(有) サカベ	豊田市広田町西山4-70	0565-53-2011	否	有
110	豊田市	(株) 猿投商事	豊田市美里2-3-13	0565-88-2080	否	有
111	豊田市	(株) 猿投商事	豊田市亀首町八ツ口洞13-12	0565-45-8881	否	有
112	豊田市	(株) 猿投商事	豊田市伊保町下川原32	0565-45-0037	否	有
113	豊田市	(株) シグマ商事	豊田市深田町1-69-3	0565-28-1510	否	有
114	豊田市	四郷石油	豊田市四郷町東畑136	0565-45-0281	否	有
115	豊田市	自動車部品栄和(協組)	豊田市下市場町6-20	0565-33-1100	否	有
116	豊田市	自動車部品栄和(協組)	豊田市西中山町丸根25-48	0565-75-1820	否	有
117	豊田市	(株) ENEOS ネット 東海豊田SS	豊田市大林町17-6-5	0565-24-2730	否	有
118	豊田市	エザキ(株)	豊田市下林町5-69	0565-36-1553	否	有
119	豊田市	(有) 末富石油	豊田市平戸橋町波岩71-5	0565-45-1044	否	有

燃料補給施設

	管轄 市町村 (区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所 以外への 配達	締結 の有 無
120	豊田市	鈴鍵石油(株)	豊田市中金町半野田589	0565-41-2106	否	有
121	豊田市	高岡石油	豊田市堤町上町56	0565-52-3537	否	有
122	豊田市	立石石油(株)	豊田市丸山町5-10	0565-28-1389	否	有
123	豊田市	ツツミ石油商会(株)	豊田市大島町旭92-2	0565-52-2307	否	有
124	豊田市	(有)都築商店	豊田市若林東町上り戸18	0565-52-3800	否	有
125	豊田市	(株)土井自動車	豊田市下仁木町諸屋367-1	0565-65-3137	否	有
126	豊田市	出光リテール販売(株)セルフ バーサイド豊田SS	豊田市上野町8-168-1	0565-80-4582	否	有
127	豊田市	出光リテール販売(株)京町SS	豊田市京町6-20	0565-32-5411	否	有
128	豊田市	出光リテール販売(株) セルフ豊田駒場SS	豊田市駒場町新生84-2	0565-59-1220	否	有
129	豊田市	東海電子工業工場団地	豊田市神池町2-1225-6	0565-80-7497	否	有
130	豊田市	(株)トフス	豊田市広久手町6-16	0565-32-2478	否	有
131	豊田市	豊田産業(株)	豊田市平山町5-2-3	0565-28-1152	否	有
132	豊田市	豊田石油(株)日之出店	豊田市日之出町1-9-1	0565-31-0267	否	有
133	豊田市	豊田石油(株)丸山店	豊田市丸山町10-75	0565-28-6608	否	有
134	豊田市	豊田石油(株)新生店	豊田市新生町2-35	0565-28-2057	否	有
135	豊田市	豊田石油(株)御船店	豊田市御船町奥山畑13-3	0565-45-2998	否	有
136	豊田市	豊田石油(株)セルフFASもとまち店	豊田市土橋町1-60	0565-28-4876	否	有
137	豊田市	(株)西日本宇佐美155号 豊田南インター	豊田市駒場町落合23	0565-59-3001	否	有
138	豊田市	(株)ネクステージ セルフ泉町	豊田市泉町3-20-1	0565-88-3211	否	有
139	豊田市	(株)ネクステージ セルフ若林	豊田市若林東町棚田149-1	0565-52-7177	否	有
140	豊田市	パナピット笹戸	豊田市笹戸町躰9-10	0565-68-2489	否	有
141	豊田市	(有)フカヤ石油店	豊田市生駒町横山103	0565-57-2220	否	有
142	豊田市	藤岡石油(株)	豊田市西中山町榎前66-3	0565-76-2246	否	有
143	豊田市	藤岡石油(株)	豊田市上渡合町大畑108-1	0565-76-2046	否	有
144	豊田市	フタムラ石油	豊田市大坂町御堂前126	0565-65-2032	否	有
145	豊田市	(有)豊南石油	豊田市上郷町2-11-3	0565-21-0437	否	有
146	豊田市	(株)松田石油	豊田市黒田町尾知61-4	0565-82-2156	否	有
147	豊田市	丸一商事(株)	豊田市白川町池ノ平960	0565-76-2456	否	有
148	豊田市	(有)マルコー石油店	豊田市前林町京塚根56	0565-52-2341	否	有
149	豊田市	(有)モリショー	豊田市本町高根23-2	0565-51-2017	否	有
150	豊田市	山下石油(株)	豊田市荒井町鍛冶屋畑3	0565-45-2811	否	有
151	豊田市	山利石油(株)	豊田市篠原町馬口24-1	0565-48-8290	否	有
152	豊田市	(株)寿陸運	豊田市吉原町平子43	0565-52-1647	否	有
153	豊田市	(資)横山石油店	豊田市吉原町下細池47-1	0565-52-4034	否	有
154	豊田市	JXエネルギー(株) エネオスフロンティア・ Dr.ドライブ セルフ豊田浄水店	豊田市浄水町伊保原444番地1	0565-43-1045	否	有
155	豊田市	あいち豊田農業協同組合 畝部給油所	豊田市畝部西町伊勢神74番地1	0565-21-2326	否	有
156	豊田市	あいち豊田農業協同組合 竹給油所	豊田市竹町宮下97番地	0565-52-3270	否	有
157	豊田市	あいち豊田農業協同組合 南部給油所	豊田市中根町原山125番地	0565-53-1120	否	有
158	豊田市	あいち豊田農業協同組合 御立給油所	豊田市美里6丁目10番地3	0565-88-1235	否	有
159	豊田市	あいち豊田農業協同組合 逢妻給油所	豊田市本新町5丁目80番地2	0565-31-1356	否	有
160	豊田市	あいち豊田農業協同組合 下山給油所	豊田市大沼町新井前東90番地1	0565-90-2326	否	有
161	豊田市	あいち豊田農業協同組合 足助東部給油所	豊田市明川町オクマノ6番地1	0565-67-2238	否	有
162	豊田市	あいち豊田農業協同組合 豊田西部給油所	豊田市堤本町本地14番地15	0565-52-5088	否	有
163	豊田市	あいち豊田農業協同組合 藤岡SS	豊田市深見町常楽998番地50	0565-76-1320	否	有

燃料補給施設

	管轄市町村(区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所以外への配達	締結の有無
164	豊田市	あいち豊田農業協同組合 和会SS	豊田市和会町中屋敷4番地	0565-21-6721	否	有
165	豊田市	(株)ENEOSウイング エネオス上郷サービスエリア(東名上郷上り)	豊田市永覚町上長根6番地256	0565-28-5446	否	有
166	豊田市	キグナス石油(株)	豊田市大林町13丁目10番地10	0565-74-0884	否	有
167	豊田市	トヨタ生活協同組合 豊栄給油所	豊田市鴛鴨町中原268番地3	0565-27-2107	否	有
168	豊田市	トヨタ生活協同組合 山之手SS	豊田市山之手8丁目126番地	0565-28-1602	否	有
169	豊田市	トヨタ生活協同組合 元町給油所	豊田市深田町1丁目102番地	0565-27-0789	否	有
170	豊田市	トヨタ生活協同組合 平和SS	豊田市平和町8丁目3番地1	0565-27-0024	否	有
171	豊田市	ユニーオイル(株)	豊田市上丘町海老池5番地	0565-55-0111	否	有
172	豊田市	(株)オアシスタウン刈谷	豊田市中田町西山19番地122	0566-62-7670	否	有
173	豊田市	出光興産(株) 豊栄町SS	豊田市豊栄町6丁目202番地	0565-25-3346	否	有
174	豊田市	出光興産(株) 竹元町SS	豊田市竹元町荒子2番1	0565-51-5115	否	有
175	豊田市	中央石油販売(株) 聖心SS	豊田市聖心町2丁目35番地4	0565-26-9441	否	有
176	豊田市	中央石油販売(株) 豊田西町SS	豊田市西町4丁目10番地	0565-33-6731	否	有
177	豊田市	中央石油販売(株) 十塚	豊田市十塚町5丁目22番地1	0565-31-1298	否	有
178	豊田市	中央石油販売(株) 保見	豊田市貝津町郷地55番地1	0565-46-4850	否	有
179	豊田市	中日本高速道路(株) 東名上郷SA下り	豊田市西田町外林3番地	0565-28-5448	否	有
180	豊田市	平和石油(株)	豊田市緑ヶ丘4丁目53番地	0565-27-1996	否	有
181	豊田市	明豊自動車(株)	豊田市前山町1丁目27番地1	0565-28-2323	否	有
182	豊田市	(有)アスカ 御船SS	豊田市御船町洞子30番地10	0565-45-1717	否	有
183	豊田市	(有)新海石油店	豊田市保見町出口33番地1	0565-48-5302	否	有
【西尾市消防本部】						
184	西尾市	(株)竹川石油 熊味SS	西尾市熊味町西平角23番地	0563-54-4754	否	有
185	西尾市	(株)井上石油 西尾給油所	西尾市道光寺町天王下26番地1	0563-56-3178	否	有
186	西尾市	(株)アブカン 平坂給油所	西尾市平坂町丸山24番地	0563-59-5111	否	有
187	西尾市	(有)粕谷石油 サンパルー色給油所	西尾市一色町野田下野田28番地1	0563-72-7226	否	有
188	西尾市	(株)稲吉石油店 幡豆一色給油所	西尾市一色町味浜古新26番地	0563-72-8828	否	有
189	西尾市	吉良オイルセンター(株) 吉良SS	西尾市吉良町岡山鑑7番地	0563-35-2222	否	有
190	西尾市	渡辺石油	西尾市吉良町吉田石池60番地	0563-32-0119	否	有
191	西尾市	野口石油 鳥羽SS	西尾市鳥羽町荻丁田28番地1	0563-62-2106	否	有
192	西尾市	山平商店(有) 幡豆給油所	西尾市寺部町田中75番地1	0563-62-2233	否	有
193	西尾市	(株)福田石油店 幡豆給油所	西尾市西幡豆町仲田16-2	0563-62-3158	否	有
194	西尾市	ヤマサ総業(株)ブロムナード米津給油所	西尾市桜町2丁目29番地	0563-57-7141	否	有
195	西尾市	ヤマサ総業(株)セルフ西尾緑町給油所	西尾市緑町4丁目49番地	0563-57-0266	否	有
196	西尾市	(株)アブカン西尾給油所	西尾市須田町64番地	0563-56-2135	否	有
197	西尾市	(株)田中石油店 上町給油所	西尾市上町北荒子6番地6	0563-57-1273	否	有
198	西尾市	(株)田中石油店 江原町給油所	西尾市江原町五六34番地1	0563-52-3151	否	有
199	西尾市	(株)稲藤商店 一色上町給油所	西尾市一色町一色荒子16番地	0563-72-8474	否	有
200	西尾市	(有)吉元商店 ハートワン西尾SS	西尾市田貫町高畑51番地	0563-59-0770	否	有
201	西尾市	竹内石油(株) セルフ西尾東部給油所	西尾市駒場町屋敷172番地3	0563-52-1706	否	有
202	西尾市	光南工業(株) ニュー小島SS	西尾市小島町2ヶ崎171番地1	0563-52-1100	否	有
203	西尾市	永井油店 西野町給油所	西尾市下町七長8番地7	0563-57-2432	否	有
204	西尾市	(有)都石油 あぶらや安城西尾IC給油所	西尾市南中根町仲山56番地	0563-57-1002	否	有
205	西尾市	村田石油店 国森給油所	西尾市国森町不動東67番地	0563-56-5076	否	有
206	西尾市	(株)仙松商店 寺津給油所	西尾市寺津町宮越29番地	0563-59-6577	否	有
207	西尾市	山崎石油(株) 西尾東給油所	西尾市下羽角町六反65番地	0563-52-1468	否	有
208	西尾市	中根燃料(株) ハツ面給油所	西尾市ハツ面町半ノ木下2番地3	0563-54-6400	否	有
209	西尾市	油国商店 オートオアシス西尾給油所	西尾市花ノ木町3丁目6番地1	0563-57-3477	否	有

燃料補給施設

	管轄 市町村 (区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所 以外への 配達	締結 の有 無
210	西尾市	中根燃料(株) 羽塚給油所	西尾市羽塚町北側46番地1	0563-59-6818	否	有
211	西尾市	中部石油(有) セルフ西尾 丁田町SS	西尾市丁田町流81番地1	0563-65-2270	否	有
【蒲郡市消防本部】						
212	蒲郡市	蒲郡石油業協同組合	蒲郡市港町18-23 商工会議所内	0533-68-7171	可	有
【犬山市消防本部】						
213	犬山市	(株)網庄楽田	犬山市字若宮111	0568-67-3732	否	有
214	犬山市	(株)平手石油店	犬山市大字五郎丸字前畑64-1	0568-62-7705	否	有
【常滑市消防本部】						
215	常滑市	常滑市石油業協同組合第1地区 常滑グループ	常滑市古場町6丁目29番地	0569-35-4039	否	無
【江南市消防本部】						
216	江南市	尾張油業(株)	江南市赤童子町藤宮13	0587-56-4039	否	有
217	江南市	萬九石油(株)	江南市今市場町高根137	0587-56-2074	否	有
218	江南市	萬九石油(株)	江南市赤童子町栄105-1	0587-55-0730	否	有
219	江南市	(資)五郎油店	江南市古知野町花霞225	0587-56-2882	否	有
220	江南市	(有)金森石油	江南市村久野町金森87	0587-57-7868	否	有
221	江南市	(有)炭竹商店	江南市宮田町藤ノ森83	0587-58-8733	否	有
222	江南市	岩田燃料(株)	江南市布袋町西178	0587-55-0118	否	有
223	江南市	(株)扶桑石油	江南市野白町東千丸15	0587-55-7265	否	有
224	江南市	(株)扶桑商事	江南市高屋町上本郷66	0587-56-4017	否	有
【小牧市消防本部】						
225	小牧市	(株)網庄	小牧市中央一丁目317	0568-77-2281	否	有
226	小牧市	(有)公共石油	小牧市大字岩崎2633-1	0568-73-1113	否	有
【稲沢市消防本部】						
227	稲沢市	(株)西日本宇佐美 東海支店 155号 稲沢給油所	稲沢市一色下方町201	0587-36-6691	否	無
228	稲沢市	光石油(株)	稲沢市祖父江町桜方松原368-1	0587-97-0458	否	無
229	稲沢市	菊嘉石油(株)	稲沢市平和町平池前田面125-1	0567-46-0311	否	無
230	稲沢市	(有)金源井上商店 大里SS	稲沢市増田北町119	0587-24-0192	否	無
231	稲沢市	東栄事業(株)セルフセリエ稲沢西SS	稲沢市重本二丁目52	0587-33-6066	否	無
232	稲沢市	東栄事業(株)セルフセリエ国府宮SS	稲沢市国府宮神田町43-1	0587-24-3028	否	無
233	稲沢市	東栄事業(株)セルフセリエ稲沢南SS	稲沢市日下部北町三丁目52-1	0587-32-8661	否	無
234	稲沢市	大洋石油(株)	稲沢市下津穂所二丁目1-2	0587-21-4788	否	無
【新城市消防本部】						
235	新城市	(有)石田屋商店	新城市富沢46-3	0536-22-0301	否	有
236	新城市	サンクスメイト(株)	新城市城北3-3-16	0536-22-0530	否	無
237	新城市	(株)しんせき 大海給油所	新城市八束穂576-6	0536-25-0001	否	有
238	新城市	(株)しんせき 新城駅前給油所	新城市宮ノ前13-4	0536-22-1038	否	有
239	新城市	(株)しんせき 弁天通給油所	新城市二本松41-1	0536-22-1075	否	有
240	新城市	(有)新陽石油	新城市有海字作神48-2	0536-25-0501	否	有
241	新城市	J A 愛知東 八名給油所	新城市黒田字萩平野109-38	0536-26-1102	否	有
242	新城市	J A 愛知東 Jセルフ新城西部	新城市杉山字荒井40-1	0536-22-1580	否	有
243	新城市	J A 愛知東 Jセルフ長篠	新城市長篠字西野々34-2	0536-32-1129	否	有
244	新城市	J A 愛知東 作手給油所	新城市作手高里字縄手下117-1	0536-37-2034	否	有
245	設楽町	(有)富士石油店	設楽町田口字上原19-1	0536-62-0231	否	無
246	設楽町	J A 愛知東 設楽給油所	設楽町田口字小西15-3	0536-62-0122	否	無
247	東栄町	鈴金石油店	東栄町大字本郷字森山19	0536-76-0173	否	無
248	東栄町	J A 愛知東 東栄給油所	東栄町大字本郷字上岡本3-5	0536-76-0062	否	無

燃料補給施設

愛知県緊急消防援助隊受援計画 別紙10

	管轄市町村(区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所以外への配達	締結の有無
249	豊根村	J A 愛知東 豊根給油所	豊根村下黒川字中西4-2	0536-85-1321	否	無
250	設楽町	J A 愛知東 津具給油所	設楽町津具字町尻2-1	0536-83-2316	否	無
【東海市消防本部】						
251	東海市	梶江商店太田川給油所	高横須賀町町新田5-1	0562-32-0058	否	無
252	東海市	田中石油(株)	名和町家下2 1 番地の4	052-604-0421	否	無
【大府市消防本部】						
253	大府市	竹内通商(株)大府給油所	大府市横根町前田114-1	0562-47-7133	可	無
254	大府市	(有)鷹羽石油	大府市朝日町3-235	0562-46-0640	可	無
【知多市消防本部】						
255	知多市	知多市消防本部	知多市新知字西新生73	0562-56-0119	否	無
【尾張旭市消防本部】						
256	尾張旭市	森石油(株)尾張旭給油所	尾張旭市白鳳町2-31	0561-53-2151	否	有
257	尾張旭市	(有)橋本石油店三郷給油所	尾張旭市三郷町陶栄2	0561-53-1924	否	有
258	尾張旭市	(株)加藤商店城山給油所	尾張旭市新居町西浦3124-1	0561-52-2733	否	有
【岩倉市消防本部】						
259	岩倉市	櫻井石油(株)	岩倉市大地新町三丁目65	0587-66-3221	否	無
260	岩倉市	(有)北尾	岩倉市石仏町榊杖西1310-1	0587-66-0957	否	無
【田原市消防本部】						
261	田原市	愛知海運産業(株)	田原市田原町柳町6	0531-22-1241	否	無
262	田原市	徳盛石油店	田原市江比間町西砂畑13-2	0531-37-0041	否	無
263	田原市	(株)川廣	田原市小中山町一本松21-1	0531-33-0021	否	無
【愛西市消防本部】						
264	愛西市	(有)佐藤石油	愛西市西保町同所新田100	0567-28-0917	否	無
【蟹江町消防本部】						
265	蟹江町	(株)西日本宇佐美東海支店 蟹江インター給油所	蟹江町北新田二丁目2番地	0567-95-6018	否	無
266	蟹江町	(有)後藤石油	蟹江町平安三丁目23番地	0567-95-0596	否	無
【幸田町消防本部】						
267	幸田町	(株)近藤石油ルミナス幸田ステーション	幸田町大字野場字大迫19-2	0564-62-2389	否	有
268	幸田町	平松石油店(株)幸田給油所	幸田町大字大草広野5	0564-62-0449	否	有
269	幸田町	平松石油店(株)坂崎給油所	幸田町大字坂崎字黒瀬29-1	0564-62-1821	否	有
270	幸田町	三浦石油店	幸田町大字菱池字菅田7-2	0564-62-0133	否	有
271	幸田町	本田屋商店	幸田町大字菱池字錦田58	0564-62-0054	否	有
272	幸田町	花笠商事	幸田町大字野場字八富士14-3	0564-62-1664	否	有
273	幸田町	杉浦石油店	幸田町大字深溝字田中2	0564-62-4403	否	有
【知多中部広域事務組合消防本部】						
274	半田市	愛知石油商業組合知多第1地区 半田グループ	半田市宮路町53	0569-22-3535	否	有
275	阿久比町	J A あいち知多 J セルフ阿久比	阿久比町大字阿久比字真向塚25-1	0569-48-2085	否	有
276	武豊町	愛知石油商組合	武豊町字向陽三丁目13	0569-72-0872	否	有
277	東浦町	新山力石油(株)	東浦町大字緒川字上家左川125-6	0562-83-4175	否	有
278	東浦町	(有)笠松石油店	東浦町大字緒川字平成100	0562-83-2749	否	有
279	東浦町	山石石油(株)	東浦町大字石浜字中央13-1	0562-83-4806	否	有
280	東浦町	原田油店	東浦町大字生路字門田101-1	0562-83-4173	否	有
281	東浦町	吉浜石油(株)	東浦町大字藤江字大坪46-3	0562-83-2438	否	有
282	東浦町	ユニーオイル(株)	東浦町大字緒川字桐池四区28-1	0562-84-7811	否	有
283	東浦町	水野石油緒川支店	東浦町大字緒川字三角14-1	0562-83-5805	否	有
284	東浦町	浜島石油	東浦町大字森岡字松原75-1	0562-83-2971	否	有

燃料補給施設

	管轄 市町村 (区)	名称	所在地	電話番号	貯蔵場所 以外への 配達	締結 の有 無
【海部東部消防組合消防本部】						
285	あま市	(有)木村石油	あま市七宝町沖之島間曾29	052-444-1506	否	有
286	大治町	(株)豊公石油大治店	大治町大字東條字砂島5-2	052-444-9595	否	有
【尾三消防本部】						
287	豊明市	加藤商店(資)	豊明市沓掛町西本郷106	0562-92-4760	否	無
288	豊明市	山中石油(株)	豊明市大久伝町南1-8	0562-92-8610	可※1	無
289	長久手市	大洋石油(有) 宮脇給油所	長久手市城屋敷101	0561-62-2921	否	無
290	長久手市	(有)加藤石油	長久手市岩作字中島40	0561-62-4848	否	無
291	東郷町	尾三消防本部	東郷町大字諸輪字曙18	0561-38-7215	否	無
292	日進市	(有)光興産日進中央給油所	日進市本郷町鴻土705-1	0561-73-0590	可※1	無
293	みよし市	打越石油(株)	みよし市打越町三本松30-248	0561-32-2738	可※1	無
294	東郷町	コスモ石油 セルフピュア東郷	東郷町北山台三丁目5-4	0561-37-2331	可※1	無
【丹羽広域事務組合消防本部】						
295	大口町	愛産商事(株)	中小口五丁目29-1	0587-95-3433	否	有
296	大口町	(株)西日本宇佐美	大口町外坪一丁目21-1	0587-94-0900	否	有
297	大口町	(株)山正石油Enejet大口SS	大口町下小口七丁目156-1	0587-95-1866	可※1	有
298	扶桑町	(株)扶桑石油	扶桑町柏森長畑649	0587-93-1639	否	有
299	扶桑町	小川石油(株)	扶桑町粕森辻田597	0587-93-2138	否	有
【海部南部消防組合】						
300	弥富市	弥富丸善尾張大橋給油所	弥富市前ヶ須町午新田638	0567-65-1655	可	無
301	弥富市	ユアサ燃料株式会社弥富給油所	弥富市稲荷一丁目20	0567-68-2903	否	無
302	弥富市	(株)西日本宇佐美 23号名四弥富給油所	弥富市富島二丁目9	0567-68-2546	否	無
303	弥富市	西日本フリースト(株)ルート23弥富給油場	弥富市稲荷二丁目1番地	0567-69-1551	否	無
304	飛島村	(株)ENEOSウイングルート23飛島TS	飛島村竹之郷七丁目72番地	0567-56-5580	否	無
305	飛島村	(株)西日本宇佐美 23号名四飛島給油所	飛島村大字梅之郷字西梅45	0567-55-1314	可※1	無
【知多南部消防組合消防本部】						
306	美浜町	あいち知多農業共同組合 河和給油所	美浜町河和字北田面70-1	0569-82-2233	可	無
307	美浜町	(株)知多星石油	美浜町新浦戸二丁目1-11	0569-82-0419	可	無
【衣浦東部広域連合消防局】						
308	碧南市	碧南高浜石油業協同組合	碧南市鴻島町2丁目16	0566-46-4647	可※2	有
309	刈谷市	西三河碧海地区刈谷グループ	刈谷市一色町1丁目3-5	0566-22-2448	可	有
310	高浜市	碧南高浜石油業協同組合	碧南市鴻島町2丁目16	0566-46-4647	可※2	有
311	安城市	安油会	安城市和泉町家下8-1	0566-92-0478	可※2	有
312	知立市	知立地区石油業者会	知立市新地町吉良道東31	0566-81-0211	可※2	有
【西春日井広域事務組合消防本部】						
313	清須市	EneJet枇杷島サービスステーション	清須市西枇杷島町宮前1-7	052-501-0725	否	無
314	北名古屋	(株)JA西春日井エナジー 第1給油所	北名古屋市鹿田西赤土137	0568-21-2520	否	有
315	北名古屋	(株)JA西春日井エナジー 第2給油所	北名古屋市井瀬木井の元1	0568-21-2101	否	有
316	北名古屋	(株)西日本宇佐美東海支店 22号線名岐新西春	北名古屋市中之郷天神81	0568-21-3141	否	無
317	北名古屋	(株)西日本宇佐美東海支店 22号線名岐西春	北名古屋市中之郷八反10	0568-23-5818	否	無

※1 配達方法は、タンクローリー（ミニローリー含む）

※2 配達方法は、タンクローリー又はドラム缶

緊急消防援助隊緊急連絡

〇〇 年 月 日

〇〇 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

緊急消防援助隊の応援等決定連絡

〇〇 年 月 日 時 分頃

愛知県内

において発生した _____ 災害について、
消防庁長官から応援等決定通知がありましたので、連絡します。

決定連絡日時

〇〇 年 月 日 時 分

- 2 受援計画に基づき、緊急消防援助隊の受け入れ態勢を整えてください。
- 3 応援都道府県大隊等 別添のとおり。

問い合わせ先

愛知県防災安全局防災部消防保安課 救急・救助グループ 担当者名

防災行政無線電話 (各消防本部発信番号)+23-2539,2548,2549

防災行政無線FAX (専用機は発信番号不要)23-4613

緊急消防援助隊緊急連絡

〇〇年 月 日

〇〇市町村長 殿

愛知県知事

緊急消防援助隊の部隊移動連絡

〇〇年 月 日 時 分頃

愛知県内

において発生した _____ 災害について、
消防庁長官から部隊移動通知がありましたので、連絡します。

連絡日時

〇〇年 月 日 時 分

- 2 受援計画に基づき、緊急消防援助隊の受け入れ態勢を整えてください。
- 3 応援都道府県大隊等 別添のとおり。

問い合わせ先

愛知県防災安全局防災部消防保安課 救急・救助グループ 担当者名

防災行政無線電話 (各消防本部発信番号)+23-2539,2548,2549

防災行政無線FAX (専用機は発信番号不要)23-4613

応援部隊 活動報告書

〇〇 年 月 日

愛知県知事 殿

指揮支援部隊長等名

報告年月日 (時分)	〇〇 年 月 日 (時 分頃)		
都道府県大隊名			
隊長 (所属・職・氏名)			
活動概要	活動日時	活動開始	〇〇 年 月 日 時 分
		活動終了	〇〇 年 月 日 時 分
	活動場所		
	活動内容		
	活動隊数		
活動中の異常の有無			
隊員の負傷の有無			
車両、資機材の損傷			
その他			

調整本部の運営に係るチェックリスト

I 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄																																	
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？		<input type="checkbox"/>																																
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
3	消防の応援等（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？		<input type="checkbox"/>																																
5	応援等を必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？ 判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聞いたか？		<input type="checkbox"/>																																
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？		<input type="checkbox"/>																																
7	緊急消防援助隊の応援等を必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらを消防庁に連絡したか？		<input type="checkbox"/>																																
II 調整本部の設置		チェック欄																																	
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____		<input type="checkbox"/>																																
2	調整本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____		<input type="checkbox"/>																																
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？		<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？		<input type="checkbox"/>																																
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？		<input type="checkbox"/>																																
6	調整本部の本部員を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部員</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>知事</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急消防援助隊 (消防局)</td> <td>指揮支援部隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部内の職員</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>代表消防機関</td> <td>〇〇消防局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部員	所属	職	氏名	本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇	副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長		部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	代表消防機関	〇〇消防局			被災地消防本部									
本部員	所属	職	氏名																																
本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇																																
副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																																
副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長																																	
部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																																
代表消防機関	〇〇消防局																																		
被災地消防本部																																			
7	自衛隊、警察、海上保安庁、DMATの連絡員の責任者を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所属	職	氏名	自衛隊				警察				海上保安庁				DMAT																	
機関名	所属	職	氏名																																
自衛隊																																			
警察																																			
海上保安庁																																			
DMAT																																			

Ⅲ 緊急消防援助隊の受入れ チェック欄

1	統括指揮支援隊の受入れに関して、様式4により確認したか？ 【確認用様式】様式4 指揮支援部隊 受入れ管理表	□																				
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	□																				
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？	□																				
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式4により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式4 指揮支援部隊 受入れ管理表	□																				
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？	□																				
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？ また、航空指揮支援本部長を指名したか？	□																				
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式4により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式4 指揮支援部隊 受入れ管理表	□																				
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の支援について代表消防機関と調整したか？	□																				
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式5、様式6により確認したか？ 【確認用様式】様式5 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式6 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等	□																				
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）について共有しているか？	□																				
11	主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">道路名称</th> <th style="width: 25%;">通行不能区間</th> <th style="width: 25%;">通行不能理由</th> <th style="width: 25%;">緊急車両の通行可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可	□
道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？	□																				
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめているか？）	□																				
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	□																				
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	□																				

IV 活動中		チェック欄
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	<input type="checkbox"/>
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？	<input type="checkbox"/>
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	<input type="checkbox"/>
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？	<input type="checkbox"/>
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	<input type="checkbox"/>
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	<input type="checkbox"/>
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	<input type="checkbox"/>
8	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？	<input type="checkbox"/>
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）を必要に応じて変更し、共有しているか？	<input type="checkbox"/>
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？	<input type="checkbox"/>
V 引揚げの検討		チェック欄
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の市町村長（指揮者） ・知事 ・政府現地対策本部 ・消防庁 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

指揮支援部隊 受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	統括指揮 支援隊人数	移動方法					調整本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送り担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車	県庁HP () :	:	※調整本部等の職員	/	:

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	受援市町村 (消防本部)	移動方法					指揮本部 到着時刻
			手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送り担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車	:	:	/	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車	:	:	/	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車	:	:	/	:	

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先	航空指揮 支援隊人数	移動方法			活動拠点ヘリベース 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	活動拠点ヘリベース 到着予定時刻	
(所属) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車	HB () :	:	:

都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 (指揮支援部隊、航空部隊を除く)

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	受援市町村 (消防本部)	進出拠点			宿営場所		
					到着予定時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の派遣元消防本部 担当者・連絡先	名称	到着予定時刻
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) -- --					(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --		(消防本部) (担当者) (連絡先) -- --

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害（毒劇物等対応小隊）	特殊災害（大規模危険物火災等対応小隊）	特殊災害（密閉空間火災等対応小隊）	特殊装備（遠距離大量送水小隊）	特殊装備（震災対応特殊車両小隊）	特殊装備（水難救助小隊）	特殊装備（消防活動二輪小隊）	特殊装備（その他の特殊装備小隊）	合計	備考（特殊車両の有無）				受援市町村（消防本部）
																			大型水陸両用車	中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機	
	大隊・統合	(隊数)																					
	エネ産・NBC	(人数)																					
	土砂風水害	(人数)																					
	大隊・統合	(隊数)																					
	エネ産・NBC	(人数)																					
	土砂風水害	(人数)																					
	大隊・統合	(隊数)																					
	エネ産・NBC	(人数)																					
	土砂風水害	(人数)																					
	大隊・統合	(隊数)																					
	エネ産・NBC	(人数)																					
	土砂風水害	(人数)																					
	大隊・統合	(隊数)																					
	エネ産・NBC	(人数)																					
	土砂風水害	(人数)																					
	大隊・統合	(隊数)																					
	エネ産・NBC	(人数)																					
	土砂風水害	(人数)																					

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

応援等の要請	増隊要請 (第	報)
送信時間	〇〇 年 月 日	時 分

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時 分頃
災害発生場所	都道府県	市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日	時 分
災害の状況		
活動を要望する地域		
要望する活動		

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

	応援等の要請	増隊要請 (第	報)
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分		

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 }
受援市町村の長 } 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 □
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 □
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 □
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 □

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 □
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 □
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 □
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 □

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長 } 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊						
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出勤先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
 その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出勤先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部 隊 名		連 絡 事 項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿
 部隊移動先の市町村の長 }

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
 部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	令和 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件 人	件 人	件 人	人	
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~		時 分		
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名	所属	応援都道府県	氏名				ヘリベース	機体名称	機体番号	離陸時間	離陸場所	着陸時間	着陸場所	出動搭乗人員数	出動種別件数				搬送人員数			活動概要 (火災・散水回数・散水量を記載) (救助・救助方法を記載) (物資輸送:物資名、数量を記載)	残時間	時間	分		
			TEL	年	月	日									時	分	現在	火災	救助	救助	情報収集					輸送等	救助
報告者等																											
日付																											
合計																											
備考																											

愛知県保健医療調整本部等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に大規模災害が発生した際に、医療に関する調整が円滑に実施できる体制の確保を図るために、愛知県地域防災計画に基づき愛知県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の下に設置する、愛知県保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という。）、2次医療圏等の区域で設置する愛知県保健医療調整会議（以下「保健医療調整会議」という。）及び愛知県地域防災計画及び日本DMAT活動要領に基づき設置する愛知県DMAT調整本部（以下「DMAT調整本部」という。）並びに愛知県地域防災計画及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領に基づき設置する愛知県DPAT調整本部（以下「DPAT調整本部」という。）の、組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（他の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。

(2) DMAT指定医療機関

DMATの派遣に協力する意志及びDMATの活動に必要な人員、装備を持ち、県に指定された医療機関をいう。

(3) DMAT活動拠点本部

DMAT調整本部の指揮の下、災害拠点病院等に設置される、参集したDMATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(4) DMAT・SCU本部

DMAT調整本部の指揮の下、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）に設置される、SCUに参集したDMATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(5) ロジスティクス

DMAT又はDPATの活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等を含む、DMAT活動又はDPAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。

(6) DPAT活動拠点本部

DPAT調整本部の指揮の下、保健所等に設置される、参集したDPATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(保健医療調整本部の設置)

第3条 保健医療局長は、県内に震度6強以上の地震が発生した場合、若しくは、県内に災害が発生して、全県的な保健医療活動に関する総合調整が必要となった場合に、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、本部災害医療コーディネーター、周産期リエゾン及び透析リエゾンを招集するとともに、保健医療活動に係る関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うため、愛知県医師会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、愛知県看護協会、愛知県病院協会等（以下「関係機関」という。）に対して、職員の派遣を要請する。

（保健医療調整本部の所管事務）

第4条 保健医療調整本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 全県域を対象とした保健医療活動チームの派遣調整に関すること。
- (2) 全県域を対象とした保健医療活動に関する情報連携に関すること。
- (3) 全県域を対象とした保健医療活動に係る情報の整理及び分析に関すること。
- (4) 国や他都道府県等に対する保健医療活動に係る支援の要請及び受入れと、その派遣調整に関すること。
- (5) 保健医療調整会議の支援に関すること。
- (6) その他、保健医療活動の総合調整に関すること。

（保健医療調整本部の組織及び運営）

第5条 保健医療調整本部は、保健医療局長が本部長として統括するとともに、次により構成する。

- (1) 本部災害医療コーディネーター
県全域の災害時の保健医療提供体制を統括し、調整を行う業務を行う。
 - (2) 周産期リエゾン
災害時の周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、本部災害医療コーディネーターのサポートを行う。
 - (3) 透析リエゾン
災害時の透析医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、本部災害医療コーディネーターのサポートを行う。
 - (4) 本部支援DMAT
本部災害医療コーディネーターのサポート業務等を行う。
 - (5) 関係機関職員
各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。
 - (6) 組織体制
保健医療調整本部の下には、DMAT調整本部、DPAT調整本部のほか、医療調整本部及び公衆衛生支援本部を置く。
- 2 その他保健医療調整本部の運営等に必要な事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

(保健医療調整本部の事務局)

第6条 保健医療調整本部の事務局は、保健医療局において処理する。

(保健医療調整本部の廃止)

第7条 保健医療局長は、保健医療調整本部による全県的な保健医療活動に関する調整が不要と判断する場合に、保健医療調整本部を廃止する。

(医療調整本部の設置)

第8条 保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生して、全県的な医療に関する調整が必要であると判断する場合に、保健医療調整本部の下に医療調整本部を設置する。

2 保健医療局長は、関係部課長の中から、医療調整本部責任者を任命する。

(医療調整本部の所管事務)

第9条 医療調整本部は、次の事務をつかさどる。

(1) 医療に関する災害対策本部との調整に関すること。

(2) 全県域を対象とした医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。

(3) 国や他都道府県等に対する医療支援の要請及び受入れと、その派遣調整に関すること。

(4) 保健医療調整会議における医療調整の支援に関すること。

(5) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

2 前項の事務の実施にあたっては、DMA T調整本部が設置されている場合は、連携し行う。

(医療調整本部の組織及び運営)

第10条 医療調整本部は、次により構成する。

(1) 医療調整本部責任者

保健医療局長の指揮・命令系統の下、医療調整本部の責任者として、県内の医療調整に関する方針の決定に関与する。

(2) 関係課職員

本部長のサポート業務等を行う。

2 その他医療調整本部の運営等に必要事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

(医療調整本部の事務局)

第11条 医療調整本部の事務局は、保健医療局健康医務部医務課において処理する。

(医療調整本部の廃止)

第12条 保健医療局長は、全県的な医療に関する調整が不要であると判断する場合に、医療調整本部を廃止する。

(公衆衛生支援本部の設置)

第13条 保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生して、全県的な公衆衛生活動に関する調整が必要であると判断する場合に、保健医療調整本部の下に公衆衛生支援本部を設置する。

2 保健医療局長は、関係部課長の中から、公衆衛生支援本部責任者を任命する。

(公衆衛生支援本部の所管事務)

第14条 公衆衛生支援本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 全県域を対象とした公衆衛生活動のマネジメント及びロジスティクス等に関すること。
- (2) 国や他都道府県等に対する公衆衛生に関する支援の要請及び受入れと、その派遣調整に関すること。
- (3) 保健医療調整会議における公衆衛生活動に関する調整の支援に関すること。
- (4) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(公衆衛生支援本部の組織及び運営)

第15条 公衆衛生支援本部は、次により構成する。

(1) 公衆衛生支援本部責任者

保健医療局長の指揮・命令系統の下、公衆衛生支援本部の責任者として、県内の公衆衛生活動に関する方針の決定に関与する。

(2) 関係課職員

本部長のサポート業務等を行う。

2 その他公衆衛生支援本部の運営等に必要な事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

(公衆衛生支援本部の事務局)

第16条 公衆衛生支援本部の事務局は、保健医療局健康医務部医療計画課において処理する。

(公衆衛生支援本部の廃止)

第17条 保健医療局長は、全県的な公衆衛生活動に関する調整が不要であると判断する場合に、公衆衛生支援本部を廃止する。

(保健医療調整会議の設置)

第18条 別表に規定する2次医療圏等の区域(以下「所管区域」という。)ごとの基幹となる保健所長等(以下「保健所長等」という。)は、各所管区域内において、震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは災害が発生して所管区域としての医療に関する調整が必要となった場合に、保健医療調整会議を設置し、地域災害医療コーディネーターを招集するとともに、管内の災害拠点病院、市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、その他関係機関等に対して、職員の派遣を要請する。なお、保健医療調整会議の設置場所については、保健所長等が別に定める。

(保健医療調整会議の所管事務)

第19条 保健医療調整会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 所管区域を対象とした保健医療活動チームの派遣調整に関すること。
- (2) 所管区域を対象とした保健医療活動に関する情報連携に関すること。
- (3) 所管区域を対象とした保健医療活動に係る情報の整理及び分析その他保健医療活動の総合調整に関すること。
- (4) 保健医療調整本部に対する保健医療活動に係る要請に関すること。
- (5) D M A T活動拠点本部との連携に関すること。
- (6) D P A T活動拠点本部との連携に関すること。
- (7) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(保健医療調整会議の組織及び運営)

第20条 保健医療調整会議は、保健所長等が議長として統括するとともに、次により構成する。

(1) 地域災害医療コーディネーター

各所管区域における災害時の保健医療提供体制を統括し、調整する業務を行う。

(2) 各所管区域内の市町村、関係機関の職員

各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。

- 2 保健所長等は、必要に応じ、保健医療調整会議の構成員に地域災害医療コーディネーターのサポート業務等を行う本部支援D M A Tを加えることができる。
- 3 保健所長等は、保健医療調整会議の設置や運営が円滑に行われるよう、平常時より、事前に、被災等により自身が不在の場合に議長の代理をする者を指定しておくなどの対策を講じるものとする。
- 4 その他、保健医療調整会議の運営等に必要な事項は、保健所長等が別に定めるものとする。

(保健医療調整会議の事務局)

第21条 保健医療調整会議の事務局は、各所管区域内の基幹的保健所（名古屋区域においては名古屋市健康福祉局）において処理する。

(保健医療調整会議の廃止)

第22条 保健所長等は、所管区域内において、保健医療調整会議による市町村の区域を越えた保健医療活動に関する調整が不要と判断する場合に、保健医療調整会議を廃止する。

(D M A T調整本部の設置)

第23条 保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生してD M A Tが活動を行う場合で、その指揮統制が必要であると判断する場合に、保健医療調整本部が設置されて

いる場合には保健医療調整本部の下に、設置されていない場合には保健医療局の下に、県内で活動する全てのDMA Tを統括するDMA T調整本部を設置する。

- 2 保健医療局長は、本部災害医療コーディネーターの内、厚生労働省が実施する「統括DMA T研修」を修了し、厚生労働省に登録された統括DMA T登録者の中から、DMA T調整本部責任者を任命するとともに、その業務を支援するため、県内のDMA T指定医療機関に対してDMA T（以下「本部支援DMA T」という。）の派遣を要請する。

（DMA T調整本部の所管事務）

第24条 DMA T調整本部は、災害発生直後からの早い段階において、県内で活動するすべてのDMA Tを統括するものとし、次の事務をつかさどる。

- （1）県内で活動するすべてのDMA Tの指揮及び調整に関すること。
- （2）DMA T活動拠点本部、DMA T・SCU本部の設置、指揮、調整に関すること。
- （3）県内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクスに関すること。
- （4）地域医療搬送（域内搬送）における受入病床及び搬送手段の確保の調整に関すること。
- （5）ドクターヘリの運航に関わる調整に関すること。
- （6）厚生労働省とのDMA Tについての情報共有に関すること。
- （7）DMA Tの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関すること。
- （8）その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

（DMA T調整本部の組織及び運営）

第25条 DMA T調整本部は、次により構成する。

- （1）DMA T調整本部責任者

保健医療局長の指揮・命令系統の下、DMA T調整本部の責任者として、県内で活動する全てのDMA Tの活動に関する方針の決定に関与する。

- （2）本部支援DMA T

DMA T調整本部責任者のサポート業務等を行う。

- 2 その他DMA T調整本部の運営等に必要な事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

（DMA T調整本部の事務局）

第26条 DMA T調整本部の事務局は、保健医療局において処理する。

（DMA T調整本部の廃止）

第27条 保健医療局長は、DMA T調整本部責任者の意見を参考にして、DMA T活動の統制が不要であると判断する場合に、DMA T調整本部を廃止する。

（DPAT調整本部の設置）

第28条 保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生してDPATが活動を行う場合で、その指揮統制が必要であると判断する場合に、保健医療調整本部が設置されて

いる場合には保健医療調整本部の下に、設置されていない場合には保健医療局の下に、県内で活動する全てのD P A Tを統括するD P A T調整本部を設置する。

- 2 保健医療局長は、厚生労働省に登録されたD P A T統括者を、D P A T調整本部責任者として任命するとともに、その業務を支援するため、必要に応じて県内のD P A T先遣隊を保有する医療機関に対してD P A T先遣隊の派遣を要請する。

(D P A T調整本部の所管事務)

第29条 D P A T調整本部は、災害発生直後からの早い段階において、県内で活動するすべてのD P A Tを統括するものとし、次の事務をつかさどる。

- (1) 県内で活動するすべてのD P A Tの指揮、調整及びロジスティクスに関すること。
- (2) 国や他都道府県に対するD P A Tの派遣要請、受入れ、及びその派遣調整に関すること。
- (3) D P A T活動拠点本部の設置、指揮、調整に関すること。
- (4) D P A T調整本部等との連絡及び調整に関すること。
- (5) 厚生労働省及びD P A T事務局との情報共有に関すること。
- (6) D P A Tの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関すること。
- (7) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(D P A T調整本部の組織及び運営)

第30条 D P A T調整本部は、次により構成する。

- (1) D P A T統括者

保健医療局長の指揮・命令系統の下、D P A T調整本部の責任者として、県内で活動する全てのD P A Tの活動に関する方針の決定に関与する。

- (2) 関係機関職員

D P A T統括者のサポート業務等を行う。

- 2 その他D P A T調整本部の運営等に必要な事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

(D P A T調整本部の事務局)

第31条 D P A T調整本部の事務局は、保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(D P A T調整本部の廃止)

第32条 保健医療局長は、D P A T統括者の意見を参考にして、D P A T活動の統制が不要であると判断する場合に、D P A T調整本部を廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月28日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

所管区域名	基幹となる保健所長等	関係保健所	管轄市町村
名古屋	名古屋市保健所長		名古屋市
海部	津島保健所長		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸保健所長		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮保健所長	清須保健所	一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
尾張北部	春日井保健所長	江南保健所	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田保健所長	知多保健所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河南部東	西尾保健所長	岡崎市保健所	岡崎市、幸田町
西三河南部西	衣浦東部保健所長	西尾保健所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、西尾市
西三河北部	衣浦東部保健所長	豊田市保健所	豊田市、みよし市
東三河北部	新城保健所長		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊川保健所長	豊橋市保健所	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

愛知県被災建築物応急危険度判定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務を行う者として、愛知県応急危険度判定士登録要綱に基づき知事が認定した者をいう。

(3) 公益法人等

愛知県建築物地震対策推進協議会の目的に賛同して入会した、公益法人等をいう。

(4) 地元判定士

市町村災害対策本部が設置された場合における当該本部設置市町村に在住する判定士のことをいう。

(5) 応援判定士

地元判定士以外の判定士のことをいう。

(応急危険度判定の実施)

第3条 市町村長は、その地域において地震により多くの建築物が被災し、必要があると判断した時は、応急危険度判定を実施する。

(応急危険度判定実施本部の設置)

第4条 市町村長は各市町村の区域で、応急危険度判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村応急危険度判定実施本部を設置する。

(応急危険度判定支援本部の設置)

第5条 知事は応急危険度判定を支援するに当たり、愛知県災害対策本部の中に応急危険度判定支援本部を設置する。

(応急危険度判定実施時の県の役割)

第6条 応急危険度判定に当たり、県は次のことを行う。

(1) 県内の災害状況の把握

(2) 応急危険度判定についての国土交通省、他都道府県等との連絡調整

(3) 国土交通省及び他の都道府県に対する応援要請、並びに派遣された判定士の受入事務

- (4) 判定士及び判定コーディネーターの被災市町村への派遣事務
- (5) 応急危険度判定に必要な備品の調達等の後方支援活動
- (6) 公益法人等との連絡調整
- (7) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (8) 各市町村間の調整
- (9) 他の災害復旧活動等との調整
- (10) その他必要な事項

(応急危険度判定実施時の市町村の役割)

第7条 応急危険度判定の実施に当たり、市町村は次のことを行う。

- (1) 市町村区域の災害状況の把握
- (2) 判定対象区域及び対象建築物の決定
- (3) 応急危険度判定に必要な備品の調達
- (4) 地元判定士の召集、応援判定士の要請及び受入事務
- (5) 判定実施本部の運営及び応急危険度判定の実施
- (6) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (7) その他必要な事項

(応急危険度判定実施時の公益法人等の役割)

第8条 応急危険度判定の実施に当たり、公益法人等は次のことを行う。

- (1) 会員の判定士の確保
- (2) 対応する全国組織及び他の都道府県の組織との連絡調整
- (3) 相談窓口の開設など、各公益法人等の特性を活かした活動
- (4) その他必要な事項

(県外における応急危険度判定活動に対する応援)

第9条 知事は、国土交通省及び他の都道府県から応援要請を受けた場合、市町村、公益法人等と協力し、支障のない限り応援に努める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるものの他、応急危険度判定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

1. この要綱は平成11年5月25日から施行する。
2. この要綱は平成13年1月6日から施行する。
3. この要綱は平成14年10月22日から施行する。

愛知県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「全国協議会」という。）において定められている被災宅地危険度判定実施要綱を円滑に推進するため、愛知県として行うべき宅地判定士の養成および登録並びに連絡支援体制等について定め、被災宅地危険度判定の実施を円滑に行うことを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議するものとする。

2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。

3 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を図るとともに、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の協力)

第3条 市町村は、県が行う危険度判定の実施に関する事項等について、協力するものとする。

(宅地判定士の協力)

第4条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるとともに、県及び市町村が行う危険度判定の円滑な実施のため、協力するよう努めるものとする。

(講習会)

第5条 宅地判定士の登録を申請しようとする者は、県が主催する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受けなければならない。

2 講習会は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

- 一 被災宅地危険度判定制度
- 二 被災宅地危険度判定技術

(登録等)

第6条 宅地判定士は、県内に在住又は勤務する、次の各号のいずれかに該当する者で、講習会を修了した者の中から登録するものとする。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトに該当する者。
- 二 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
- 三 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に

関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。
- 3 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

(登録証の交付)

第7条 前条の規定による登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- 一 資格を証明するもの又は実務経験を証明するもの
 - 二 写真(申請前6ヶ月以内に撮影された無帽、正面、上半身、背景がないのもので、寸法は縦3cm×横2.4cmの写真(以下「写真」という。))
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格と認めた場合は、被災宅地危険度判定士名簿(以下「名簿」という。)に登録するとともに、被災宅地危険度判定士登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格でないと認めたときは、登録しないものとする。この場合においては、知事は、申請者にその旨を通知しなければならない。

(申請事項の変更)

第8条 宅地判定士は、前条第1項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、被災宅地危険度判定士登録事項変更届により知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、名簿の修正をするものとする。

(登録の更新)

第9条 登録の更新を受けようとする者は、有効期間の終了までに新たな講習会を受講し修了した場合又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合においては、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証(以下「更新申請書等」という。)を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し又は汚損した場合は、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)により知事に再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(登録の辞退)

第11条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、登録を取り消すものとする。

(連絡体制)

第12条 県は、名簿を常時保管するとともに、連絡網を整備し、県内の被災した市町村及び他の都道府県並びに国から宅地判定士の派遣要請を受けたときは、宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

(判定資機材の確保)

第13条 県及び市町村は、危険度判定に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、常時適正に保管し、宅地判定士が活動する場合は、必要な範囲内においてすみやかに貸し出しするものとする。

(訓練への参加)

第14条 全国協議会による訓練が行われる場合は、積極的に参加するものとする。

(実施細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宅地判定士の登録、連絡支援体制等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月21日から施行する。

この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。